



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'04/7

No. 101



蕨市民公園（蕨市提供）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

巻頭言

知っていますか

補償コンサルタント



笠原保孝

社会資本の整備に向けた公共事業を計画的に進めていくためには、その前提となる用地取得が不可欠な要件となります。用地の取得が完了すれば、事業も9割かた完了したのも同じともいわれています。

この用地取得の範囲と利用現況を調査する業務として、測量（用地測量を含む）・設計・補償調査積算の業務がありますが、私ども補償コンサルタントの業務分野が補償調査積算業務であります。

「ほしょうコンサルタント」といいますと、誤って「保証」・「保障」という言葉を使われますが、「補償」が正解です。

ところで「補償」とは、どういうものでしょうか？

公共事業を実施するには土地を取得したり、事業に支障となる建物等を移転してもらったりしますが、この場合の土地代金や建物等の移転料等これらの費用（補償）は、起業者である国、地方公共団体から支払われます。

このように、補償コンサルタントは、公共事業の施行に伴い所有者や借家人等の関係人に生ずる損失の補償やこれらに関連する業務の建物等現況調査や損失補償の積算を行っています。

公共事業の円滑な遂行と損失に対する適正な補償の確保のため補償業務を行う者は、補償コンサルタント登録規程により国土交通大臣に登録を受けることができます。

この登録は、土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門の7部門があり、部門ごとに登録部門の専任の補償業務管理者を置くことが規定されており、これにより成果品の品質が確保される仕組みになっております。

この補償業務管理者は、登録部門にかかる補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者もしくは、それと同程度の実務経験を有するものと国土交通大臣が認定した者、と規定されております。この認定に関連して日本補償コンサルタント協会が行う「補償業務管理士」試験により資格を取得して登録することにより補償業務管理者になれます。

埼玉県部会に所属する補償コンサルタント47社の会員は、7部門の有資格者総数325名を数えております。県内における補償の専門技術者の協会として多様化する補償の現状に対し研修事業を強化して会員の技術能力の向上に努めて、計画的な公共用地の取得に寄与してまいりたいと念じております。

（日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会会長）

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

蕨市民公園

水と緑が豊かな蕨市民公園。広さは東京ドームの3倍。
都市の中のオアシスとして親しまれている。

◆ 巻頭言	日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	1
◆ 行政情報		
	1. 利根川右岸流域下水道（仮称）事業について	3
	2. 西関東連絡道路の整備について	5
	3. （仮称）さいたま市保健衛生会館の整備事業について	7
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その98	
	— 蕨市 —	9
◆ 連合会の動き		
	1. 平成16年度通常総会	13
	2. 理事会・委員会報告	19
	3. 電子入札制度を巡り県議連と意見交換	20
	4. 政治評論家 森田実氏の講演会開かれる	21
	5. 全国建設産業団体連合会総会開催	22
◆ 連載	埼玉が生んだ著名人物伝（その25）	
	— 武井 武 —	23
◆ 告知板		
	1. 県建設工事等に係る入札契約制度の改善について	28
	2. 建設産業構造推進プログラム2004	30
	3. 平成16年度・建設工事事務事故防止のための重点対策	31
	4. 国土交通省における電子納品の実施	34
	5. 入札・契約制度のあり方について	35
	— 全建 入札・契約制度検討会中間報告より —	
	6. さいたまタワー誘致実現のための県民運動の開催について	38
	7. 企業局工業団地の立地支援制度の改正について	39
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	40
	（財）建設物価調査会案内広告	
◆ 連合会日誌		45

利根川右岸流域下水道（仮称）事業について

埼玉県県土整備部下水道課

1. 地区の概要

利根川右岸流域下水道（仮称）事業の計画区域は、関東平野の西北部、首都圏80km圏内に位置し、群馬県との境を流れる神流川の下流と合流する利根川の右岸に展開した、田園と丘陵の広がる緑豊かな自然に恵まれた地域です。

また、上越新幹線をはじめ、関越自動車道、J R高崎線、国道17号線などが東京と上信越、北陸方面を結ぶ北関東の玄関口にあたる地域となっています。

このような地理的、交通的条件を背景に、東京への一極集中の弊害を克服し、職・住が近接した自立性の高い地域を育てるため、児玉郡市（本庄市、美里町、児玉町、神川町、上里町及び神泉村の1市4町1村）及び隣接する岡部町の1市5町1村は、本庄地方拠点都市に指定され、上越新幹線新駅（本庄早稲田駅）の開業や早稲田大学の研究・開発機関である早稲田リサーチパーク地区の整備、これらと連携した本庄新都心土地地区画整理事業の整備が進められています。

2. 下水道の整備状況等

現在、県内では74市町において公共下水道事業を実施しており、県の下水道普及率は平成15年度末で71.0%となっています。



しかし、児玉郡市における下水道普及率は27.0%と県平均と比べても大きく立ち後れており、本庄市を除く町村では下水道が未だに使用できない状況にあります。

このため、小山川、元小山川の流域においては、水質環境基準が未達成であり、近年、更に水質の悪化が懸念されています。

注1) 公共下水道とは、市町村が建設し管理を行うものです。公共下水道には、一つの市町村で管渠と処理場を有する単独公共下水道と、行政区内からの下水を集めるための下水管渠の設置を行い、都道府県が設置する流域下水道の幹線管渠に流入させる、流域関連公共下水道があります。

注2) 流域下水道とは、複数市町村の公共下水道で集められた下水を受け入れて処理する下水道で、主に都道府県が建設し管理を行うものです。

3. 新たな流域下水道事業の展開

前記のような状況を踏まえ、本県では、当該地区の下水道整備を効率的かつ効果的に進めるため、荒川左岸南部流域下水道をはじめとする7つの流域下水道事業に続いて、新たに県内8番目の流域下水道事業に着手するものであり、平成20年度の一部供用開始を目標として、今年度から事業着手する予定です。

(1) 事業の概要

事業名 利根川右岸流域下水道(仮称)
 関連市町 本庄市、美里町、児玉町、神川町、上里町

(2) 計画の概要

目標年度 平成27年度
 計画面積 4,360ha
 計画人口 120,800人
 計画汚水量 77,700m³

(3) 施設の概要

管 渠
 上里幹線 8,780m
 (φ600~800)

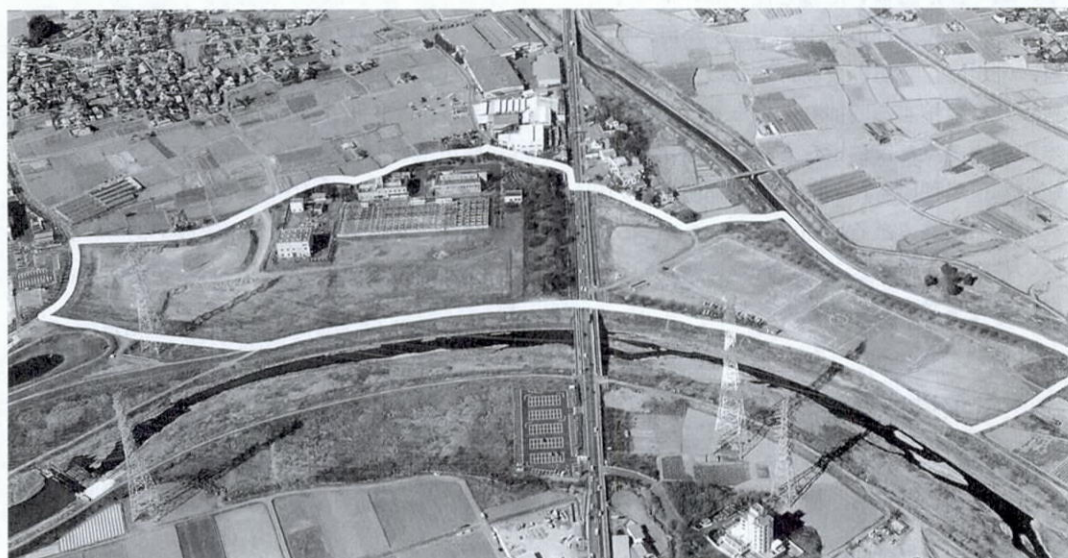
計画平面図 ▶



児玉幹線	10,690m(φ600~1,500)
神川幹線	6,830m(φ350~700)
美里幹線	2,320m(φ400~500)
放流渠	1,040m(φ1,000 2条)
処 理 場	
用地面積	13.1ha
処理方式	嫌気好気活性汚泥法+凝集剤添加+高速ろ過法
放流河川	一級河川女堀川

(処理場は、現在の「本庄市水質管理センター」を流域下水道の処理場として活用予定。)

▼ 処理場

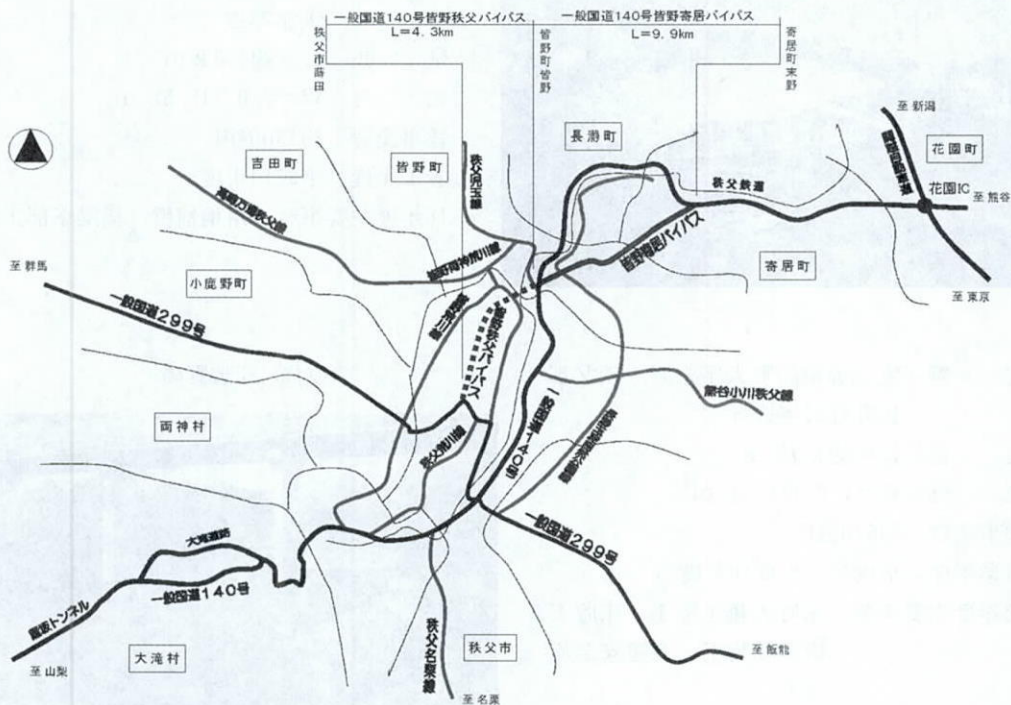


西関東連絡道路の整備について

埼玉県西関東連絡道路建設事務所

西関東連絡道路は、広域的な地域間の交流促進を図る道路として、東は関越自動車の花園ICから西は山梨県甲府市の環状道路までの約110kmの区間を地域高規格道路として位置づけられ、現在、「一般国道140号皆野寄居バイパス」と「一般国道140号皆野秩父バイパス」の事業を進めています。

※地域高規格道路とは、地域の発展の核となる主要な都市を育成し、周辺地域と連携した広域的な経済・社会ブロックである「地域集積圏」の形成を促し、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する道路である。



各整備事業の概要は下記のとおりです。

●一般国道140号皆野寄居バイパス整備事業

路線概要：国道140号の混雑の緩和やICへのアクセス強化などを目的に平成2年度に事業に着手し、平成7年度に「西関東連絡道路」としての整備区間の指定を受け、整備してきました。

延長約9.9kmの内、皆野町側約6.9km区間について、有料道路事業を導入し、事業の進捗を図り、約9.0km区間を平成13年3月に暫定2車線で供用開始したところがあります。

今年度は、寄居町地内において国道140号から直接出入りするのための、残る約900mの整備を推進しておりまして、平成17年3月の完成を目指しております。



位置：大里郡寄居町大字末野～秩父郡皆野町大字皆野

延長：L＝約9.9km

幅員：W＝7.0（18.5）m

総事業費：約510億円

事業年度：平成2～平成16年度

16年度主要事業：末野大橋上部工、床版工、橋面舗装工、交通安全施設工

●一般国道140号皆野秩父バイパス整備事業

路線概要：皆野寄居バイパスの延伸路線として、国道140号の混雑の緩和や秩父地域へのアクセス強化などを目的に平成12年度に整備区間の指定を受け、平成14年度から整備に着手しました。

その内、皆野町側約1.0km区間については、一級河川荒川を渡る橋梁（橋間約725m）であり、構造は連続鋼鈹桁、PC桁となっております。また、併設されるランプ橋は橋長約489mの連続鋼鈹桁であります。

秩父市側約3kmの区間は秩父市小柱、蒔田地区の丘陵部に位置するルートで、緑多き秩父の自然に配慮した設計となっております。

今年度は、用地買収の進捗を図るとともに（仮称）新皆野橋のランプ橋下部工に着手する見込みであります。

位置：秩父郡皆野町大字皆野～秩父市大字蒔田

延長：L＝約4.3km

幅員：W＝7.0（18.5）m

総事業費：約130億円

着工年度：平成14年度

16年度主要事業：用地補償、橋梁下部工

（仮称）新皆野橋



※荒川渡河部のイメージ

(仮称) さいたま市保健衛生会館の 整備事業について

さいたま市保健福祉局
保健部保健施設準備室

さいたま市では、平成16年2月に「総合振興計画・基本計画」が策定され、その中で、健康・福祉の分野において、「健康づくりの推進と医療の充実」及び「食品の安全性と生活環境の向上」を施策体系として定めております。

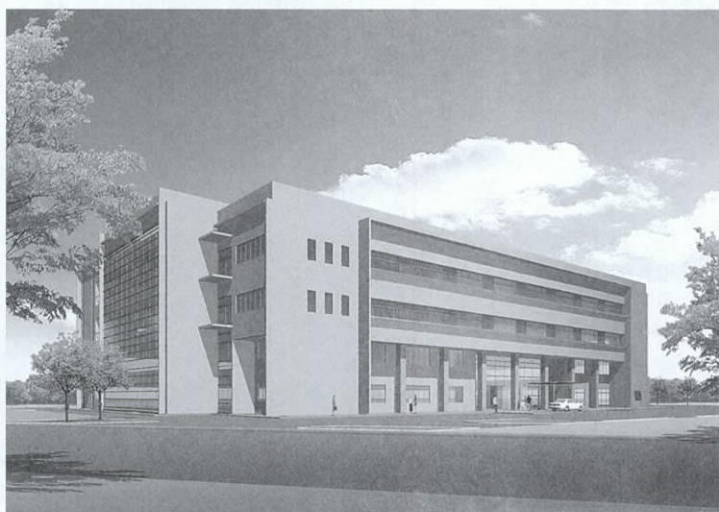
さいたま市保健所につきましては、精神保健福祉・難病・エイズ対策等の専門的・技術的課題への対応と医事・薬事・食品衛生・生活衛生等の監視指導や地域の保健課題に対する調査・研究・企画調整機能を担う保健所として、平成14年4月1日に埼玉県大宮合同庁舎内に開所しましたが、県との協議により、新たな保健所を整備する必要があります。

また、都道府県及び政令指定都市については、厚生労働省が示している「地方衛生研究所設置要綱」に基づき、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び推進を図るための科学的・技術中核として、保健所等と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報

等の収集・解析・提供を行うことを目的とした検査研究機関の整備を行う必要があります。

食品、化学物質、環境公害などに起因する健康被害に対する住民意識がますます高まる中、各種検査機能を充実させ、突発的な感染症の集団発生や災害等に対する健康危機管理の強化を図り、関係機関と連携して迅速な対応がとれる新たな体制づくりが求められております。

このような背景のもと、地域保健の専門的・技術的な拠点である「さいたま市保健所」



(仮称) さいたま市保健衛生会館完成予想図

と、衛生行政及び環境行政の科学的・技術的な拠点となる「(仮称)さいたま市健康科学研究センター」を複合化することにより、両者の機能を有機的に連携させ、市民の健康に対する相談から科学的な分析など幅広いニーズに的確に対応できるよう、「(仮称)さいたま市保健衛生会館」を平成19年4月開設に向けて整備するものです。

(1) 事業の概要

<所在地>

さいたま市中央区鈴谷7丁目1179番9

<建築主>

さいたま市

<整備期間>

平成14年度～平成18年度

(2) 事業計画

平成14年7月～平成15年1月—基本計画策定

平成15年8月～平成16年8月—基本・実施設計

平成16年度～平成18年度——建設工事

平成19年4月——開設

(3) 施設の概要 (基本設計完了時点)

敷地面積 9,500㎡

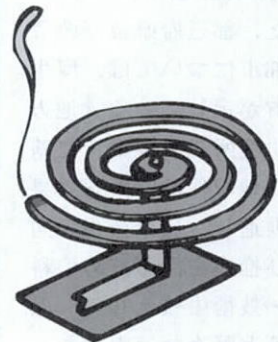
建築面積 約2,800㎡

延べ面積 約11,000㎡

構造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)、免震構造

階 段 地上4階地下1階

最高高さ 約22m



「21世紀を展望した まちづくり」



蕨市長
田中啓一

歓びあふれる交流(ふれあい)のまち わらび

□ 成人式発祥の地は日本一小さな都市

成人式発祥の地・蕨市は、埼玉県の南部に位置し、市のほぼ中央をJR京浜東北線と国道17号線が縦断しており、東京都心へ約30分と、交通至便な立地環境にあります。

まちの歴史は古く、江戸時代には中仙道の板橋に続く宿場町として栄え、江戸時代末期から明治時代にかけて、綿織物(双子織)の生産中心地として名をはせ、全国から織物の買い継ぎ商が集まるようになりました。今でも、こうした蕨の歴史がしのばれる「機まつり」や「宿場まつり」などの催しが行われ、毎年多くの人で賑わいます。

戦後は、首都圏の拡大とともに住宅都市として順調に発展し、昭和34年には市制が施行され現在の蕨市が誕生しました。

現在、5.10平方キロメートルの市域に約



宿場まつり

古の歴史を今に伝える「武州中仙道蕨宿場まつり」。毎年11月3日に行われ、多くの人で賑わいます

7万1千人が生活し、人口密度の高さ、市域の狭さはともに全国第1位ですが、その過密さゆえに住民間の交流が深く、各地域におけるコミュニティ活動も活発に行われています。

□ 「第4次蕨市総合振興計画」を策定

蕨市では、昭和46年と昭和56年、そして平成6年に、3次にわたって総合振興計画を策定し、時代とともに変化する課題や本市の特性を踏まえながら、市民と行政が協力しあって、まちづくりを進めてまいりました。

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化といった環境の変化の中で、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、まちづくりにおいても、いっそう高度で多様な対応が求められています。一方、地方分権の進展や厳しい財政状況などを迎え、地方自治体においても根本的な構造改革が求められています。

このような社会情勢をふまえて、まちの将来の方向性を見定め、市民ニーズや行政課題に的確に対応しながら、21世紀の新たなまちづくりを推進するために、今年度から平成25年度(2013年度)までを計画期間とした、「第4次蕨市総合振興計画」を策定いたしました。

今回の総合振興計画では、「歓びあふれる交流(ふれあい)のまち わらび」をまちの将来像に掲げ、「市民一人ひとりの尊重」、

「真に豊かな暮らしの実現」、そして「未来の世代への継承」の3つのまちづくりの基本理念の基、すべての年代の市民の皆さんが安心して暮らせ、一人ひとりが自分の個性に合わせ、楽しく学び、働き、遊び、そして住むことのできるまちを目指します。

□ 5分野にわたって重点プログラムを

具体的なまちづくりの計画では、分野横断的な視点から、5分野にわたって重点プログラムを設定いたしました。このプログラムは、新しい時代に向けたまちづくりを進めるために、今後、本市において特に重要と考えられる施策や事業を中心に構成したもので、おおむね次のような内容になっています。

(1) みらい育成プログラム

蕨市の将来を担う子どもたちを育てる環境を積極的に整えていきます。このため、子育て世帯の悩みや不安を取り除くとともに、子育てと就労の両立を支援するなど、多様なニーズに対応できるようサービスの選択肢を広げます。また、子どもたちが地域への愛着を持って、伸び伸びと育つことができるよう、地域の人材や活動と連携した教育を実践します。

① 「ニーズに合った子育て支援」

地域住民が子育てに協力し合うファミリーサポートセンター機能や、育児中の親たちが楽しく子育てできるための交流ネットワーク機能など、子育て支援を総合的に推進します。

また、一時的保育の拡充やいつでも対応可能な駅前保育サービスの整備など、子育て世帯のニーズに合った多様なサービスの提供を行います。

② 「子育てしやすい居住環境の整備」

錦町土地区画整理事業や蕨駅西口市街地再開発事業などの市街地開発事業において、宅地利用の増進や住宅の供給に努め、子育て世帯が住宅を確保しやすい環境を整えます。

更に、子どもたちが安全に伸び伸びと遊

べるよう、公園内の見通しや安全・衛生面に配慮した遊具の改善など、公園の安全性の向上を図るとともに、地域住民による公園管理や遊びの指導者の育成など、地域に根ざした公園づくりを促進します。

③ 「地域との協働による教育の推進」

大学生との交流による「蕨はつらつスクール」をはじめ、市内事業所の協力による「中学生ワーキングウィーク」や学校ボランティアなど、地域の人材を活かした総合的な学習の時間の充実や地域・社会と連携した学校づくりを進めます。

家庭や地域においては、町会や子ども会などの地域組織による活動と連携し、合宿通学や各種の青少年育成プログラムなどを通して、子どもたちの社会性を育みながら、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

(2) 生涯現役プログラム

市民が安心して高齢期を迎え、生涯を通して現役で活動できる環境を整えていきます。健康づくりをその基本として位置付け、高齢者が培ってきた知識や経験を地域の資源としてまちづくりに活かすことができるよう、社会参加を支援します。

また、高齢期の生活に対する不安をやわらげ、一人ひとりのニーズに合った暮らしか地域の中で実現できるよう、加齢に伴う障害への対応なども充実させ、地域環境の整備や福祉サービスの質の向上を図ります。



コミュニティバス「ぶらっとわらび」
蕨市内をきめ細かく循環する、「ぶらっとわらび」。
子ども連れのお母さんやお年寄りにも大好評です

①「健康づくりと社会参加の促進」

スポーツ施設の充実や生涯スポーツ活動の普及を進めるとともに、保健センターと医療機関の連携による疾病の予防や早期発見、早期治療を通じて、各世代の健康づくりを促進し、高齢期における要介護状態の予防・改善を図ります。

また、市民の多様な知識や経験を活かして運営する「わらび学びあいカレッジ」や高齢者の社会参加や生きがいづくりの充実を図り、NPOなどとも連携しながら、就労情報の提供や職能・技術の習得・向上など、定年退職後の就労を支援します。

②「地域環境の整備やサービスの質の向上」

歩きやすい道づくりや公共施設のバリアフリー化を進めるほか、誰もが気軽に外出できるよう、コミュニティバス「ぶらっとわらび」などの公共交通機関の充実を図ります。

更に、高齢者が地域の中で自立した生活を営めるよう、福祉・保健・医療のそれぞれの専門的機能を充実し、関係機関や団体、そしてボランティアなどの連携を深め、まちぐるみで一人ひとりを支える地域福祉体制づくりを進めます。

その他、特別養護老人ホームや老人保健施設などの福祉施設の整備をはじめ、地域社会の中で、家庭に近い環境で生活することができるグループホームなどへの支援や、利用者のニーズを的確に捉えた介護サービスの改善・向上を図ります。

(3) キラリWARABIプログラム

コミュニティ活動の蓄積による人のつながりや地域の歴史・文化などの特性を活かし、誰もが愛着を感じられる“蕨らしさ”を市民の皆さんと築いていきます。

①「にぎわいの拠点づくり」

都市機能の向上や市民の主体的な活動を支える公共公益機能、中心市街地にふさわしい商業機能、そして利便性の高い住宅機能などの整備を目指して、蕨駅西口市街地再開発

事業や中央第一土地区画整理事業などを計画的に推進し、併せて、民間による再開発の誘導にも努めます。

商店街の活性化では、シンボリストリートの形成や空き店舗対策、TMO構想や地域密着型の新しい事業活動を支援する一方、旧中仙道の歴史性を活かした施設や地域の祭り・伝統を活用し、地域の特性に根ざした活力の創造に努めます。

②「コミュニティをつなぐネットワークの形成」

市民による民有地の緑化を促進するほか、土地区画整理事業に合わせて道路や公園などを整備・改善し、市内を結ぶ緑のネットワークづくりを進めます。

また、市民の誰もが徒歩や自転車や気軽に行き来できるよう、生活者の視点から道路や歩道の改修などを計画的に行い、市民との協働による緑化や景観形成などに努め、歩いて楽しい道づくりを進めます。

(4) 暮らし安心プログラム

一人ひとりが豊かな暮らしを実現する前提条件として、安全なまちづくりを着実に進めます。このため、防災面に十分配慮し、調和のとれた都市基盤の整備を進めながら、犯罪が起きにくい明るく整然としたまちづくりに努め、地域社会における防災・防犯や環境問題に取り組む体制づくりを進めます。

①「災害に強いまちづくり」

中央第一土地区画整理事業によるオープンスペースの確保など、中心市街地にふさわしい災害に強いまちづくりを推進するほか、錦町土地区画整理事業では、公共下水道の整備や公園の改良などの基盤整備を進めます。

また、公共施設の耐震化や防災拠点の整備をはじめ、備蓄物資や機材の充実、避難経路及び避難場所の安全性を確保します。

地域の自主防災力を高めるため、ホームページなどを活用した災害・防災情報の提供や、防災訓練の充実などで、市民の防災意識を高めながら、日常的な防災活動や防災リー

ダーの育成など、地域防災体制の充実を図ります。



防災演習

地域の防災力を高めようと、毎年8月に行われる「総合防災演習」。市民総ぐるみで、演習に臨みます

②「安全で明るいまちづくり」

警察や関係機関との連携の強化、条例などの制度の整備を進め、地域における市民主体の防犯体制の確立に向けた支援を行います。

違法駐輪・違法駐車への対応やごみ・捨て看板の撤去などを強化するとともに、防犯灯の計画的な整備や安全性の高い公園づくりを進め、犯罪が起きにくい整然としたまちを目指します。

③「循環型のまちづくり」

市民と事業者、行政が一体となって環境汚染の防止やリサイクル活動を進め、循環型社会の実現に向けて、エコ・コミュニティの形成を促進します。

(5) 手づくり協働プログラム

市民の皆さんが、主体的に活動し、その活動がお互いを支え合い、高め合うことのできるまちを実現するため、長年培われてきた地域のつながりと市民の新たな活動を支援し、市民参画の仕組みを充実させます。

①「市民の主体的な活動の活性化」

市民の主体的な活動に必要な環境を整えるため、市民の皆さんへの研修や指導者・講師の派遣、市民による活動との事業提携、活動場所の充実、インターネットや広報、CATVなどの多様な媒体による市民間の情報の共有化に努めます。

更に、市民活動やNPO活動に関する情

報提供や活動場所の提供、人材や団体の育成・相談、各団体間の橋渡しなどの機能を充実するため、市民主体となって運営する活動センターを整備します。

② 「市民参画の仕組みづくり」

市民参画を市政推進の基本と位置付け、施設や事業に応じて市民が主体的な役割を担えるよう、市民参画の仕組みを整備・確立し、行政運営において市民が参画できる機会の充実を図ります。

併せて、市民との協働に対する職員意識の向上と、情報公開の徹底、広報広聴機能の充実を図り、市民への説明責任を果たし、いっそう市民と行政の相互理解と信頼関係を深め、市民参画ができる基盤を強化します。

□ 行革進め安心・安全・安定のまちへ

現在、実質的な地方分権の時代を迎え、地方自治体をとりまく環境は大きく変わってきています。いわゆる税財源と補助金・負担金、そして地方交付税を同時に改革していく三位一体の改革は、まさに国のシステム自体の改革と地方財政自立のための改革でもあります。

それぞれの地方自治体は、これまで以上にしっかりと行財政運営を行い、自己決定・自己責任の基、自立したシステムを築いていく必要があります。

このような社会情勢に的確に対応しながら、本市の21世紀のまちづくりの新しい地平を開いていくためのまちづくりの指針が、「第4次蕨市総合振興計画」であり、ご紹介しました5つの重点プログラムであります。今後、本計画を着実に推進し、誰もが住んで良かったと思える「安心・安全・安定」の蕨市を築いていきたいと、切に願っています。

市民の皆さんには、市民と行政が対等なパートナーとして、このまちに住む一人ひとりが幸せに暮らすことができる豊かな地域を共に創造していくために、本計画の主旨をご理解いただき、計画推進へのご支援とご協力を、お願い申し上げます。

連合会の動き

島村会長を再選

平成16年度通常総会開催

当建産連は6月10日午後3時30分から建産連研修センター第1会議室において、平成16年度・第25回通常総会を開催、任期満了に伴う役員改選を行い、島村会長ほか、副会長、専務理事、常務理事の執行部人事を留任した。

総数29団体のうち、出席27団体、委任状2団体で総会の成立を報告、議長に関根副会長を選出、服部理事と島村理事を議事録署名人に指名して議事に入った。

第1号議案「平成15年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成15年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成15年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程した。関常務理事から各議案について順次説明を行い、根津代表監事から監査報告を受け一括質疑の有無を諮り、いずれも原案どおり承認された。

引き続き、第4号議案「平成16年度事業計画案について」、第5号議案「平成16年度一般会計収支予算案について」、第6号議案「平成16年度特別会計収支予算案について」の関連3件を一括上程、事務局より説明を受け採決の結果、いずれも原案どおり承認された。

(平成16年度事業計画は後段に掲載)

次に、第7号議案「役員を選任について」の審議を行い、あらかじめ各団体から推薦を受けた名簿を提示し諮ったところ特に異議なく、理事34名、監事3名、評議員26名の選任を決めた(別表1)。続いて、会長以下執行部人事を右記のとおり決定したほか、委員会構成人事を別表2のとおり決め、全議案の審議を終了した。

平成16年度通

団法人 埼玉県建設産業



あいさつする島村会長

役員

(会長・副会長・専務理事・常務理事)

会長	島村治作 (埼玉県建設業厚生年金基金)
副会長	関根 宏 (埼玉県建設業協会)
"	佐野良雄 (埼玉県電業協会)
"	小林文武 (埼玉県造園業協会)
"	有山賢市 (埼玉県空調衛生設備協会)
"	高木 容 (埼玉建築士会)
専務理事	槇 崇男 (埼玉県建設産業団体連合会)
常務理事	関 昭 (埼玉県建設産業団体連合会)

多くの関係者を迎え懇親会を開催

社団法人 埼玉建設業協会



都筑副知事



井上県議会議長



松本建設産業課長

総会終了後、会場を同センター3階大ホールに移し、都筑副知事、井上県議会議長をはじめ、国、県関係、公社・公団、関係団体、金融機関、報道機関の方々を来賓として迎え懇親会を開催した。

専務理事の司会で開会、あいさつに立った島村会長は、「建設産業の活力再生は業界自身の悲願であり、今年開催される「彩の国まごころ国体」や、誘致活動が展開されている「埼玉タワー」の実現は、地域経済の発展にとってその波及効果が期待され、多方面から注目されている。建産連としては今年度も各委員会を中心に、市場の確保、地元企業の活用、ダンピング対策など、横断的課題の改善に向けて、要望活動や講習会・研修会の実施、関連情報の収集・提供などの諸事情を積極的に推進し、県内建設産業の活性再生に向けて最大の努力を傾注していきたい」と述べ、健全な建設産業構築の取り組みに意欲を示した。

来賓を代表して都筑副知事、井上県議会議長、松本関東地方整備局建設産業課長から祝辞が寄せられた。

都筑副知事は「厳しい財政状況の中にあるが、県民が安心、安全で豊かさを実感できる基盤整備を進めていく上で、建産連の果たす役割は益々大きくなっており、重要な基幹産

業として健全なる発展を望む」と上田知事の祝辞を代読。

また、井上県議会議長からも、「県民の豊かな暮らしを実現していくには良質な社会資本の整備が必要。地域社会の振興のため、会員諸団体が密接な連携を図りながらそれぞれの立場で尽力されることを願う」と祝辞が寄せられたほか、松本建設産業課長が渡辺局長の祝辞を代読した。

続いて、来賓紹介、祝電披露があり、森口県緑地協会理事長の発声で乾杯、宴席に入り、暫し懇談が続き、盛会裏に閉会となった。



乾杯発声で懇親会がスタート

〔別表1〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会役員名簿

(順不同・敬称略)

構成団体名	名誉会長	理事	監事	評議員
(社)埼玉県建設業協会		関根 宏 武井 清	安藤 繁雄	齊藤 康人 古都 一成
(社)埼玉県電業協会		佐野 良雄 荻野 勝治		小林 雅幸
(社)埼玉県造園業協会		小林 文武	萩原 恒男	金子 晃寛
東日本建設業保証㈱埼玉支店		大澤二三夫		
埼玉県電気工事工業組合		小澤 浩二		下鳥勝三郎
(社)埼玉県空調衛生設備協会		有山 賢市		丑久保 登
(社)日本塗装工業会埼玉県支部		鈴木 眞		渡辺 秀雄
埼玉県建設大工工事業協会		目黒 有		杉田征一郎
(社)埼玉建築士会		高木 容 高橋 庫治	根津仁一郎	塩川 通正
(社)埼玉県建築士事務所協会		荒井 正幸		栗田 政明
(社)埼玉建築設計監理協会		片渕 重幸		大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会		遠藤 修一		関口 修
建設業労働災害防止協会埼玉県支部		小川 雅以		荒川 春郎
埼玉県道路舗装協会		真下 恵司		田中 恭一
埼玉県コンクリート製品協同組合		山田 欣一		岩田 昭彦
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合		庭野 敏夫		西村 昭彦
埼玉県下水道施設維持管理協会		小山 保		矢沢 研二
埼玉県環境安全施設協会		宮田 勉		仲村 一夫
(財)埼玉県建築住宅安全協会		横田 充徳		
埼玉県総合建設業協同組合		白澤 芳正		島田 松夫
埼玉県建設業健康保険組合		清水 澄弘		
埼玉県建設業厚生年金基金		島村 治作		
(社)情報通信設備協会埼玉県支部		横田 充徳		阿部 道夫
埼玉県地質調査業協会		遠藤 計		小室 眞
埼玉県生コンクリート工業組合		飯田 康勝		小林 隆
埼玉県設備設計事務所協会		服部 幸二		藤原 克彦
埼玉アスファルト合材協会		島村 健		長浜 忠
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会		笠原 保孝		西 弘行
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会		小山 正夫		大石 巖
(社)埼玉県建設産業団体連合会	斎藤 裕	榎 崇男 関 昭		

〔別表2〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会委員会構成

◎委員長 ○副委員長 (平成16年6月10日現在)

構成団体名	総務委員会	広報委員会	経営改善委員会	研修指導委員会
(社)埼玉県建設業協会	◎関根 宏	古都 一成	齊藤 康人	武井 清
(社)埼玉県電業協会	荻野 勝治	小林 雅幸	◎佐野 良雄	
(社)埼玉県造園業協会		金子 晃覚		◎小林 文武
東日本建設業保証株埼玉支店			大澤二三夫	
埼玉県電気工事工業組合	小澤 浩二		下鳥勝三郎	
(社)埼玉県空調衛生設備協会		◎有山 賢市	丑久保 登	
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	鈴木 眞		渡辺 秀雄	
埼玉県建設大工工事業協会			目黒 有	杉田征一郎
(社)埼玉建築士会	○高木 容		塩川 通正	高橋 庫治
(社)埼玉県建築士事務所協会	荒井 正幸			栗田 政明
(社)埼玉建築設計監理協会	片淵 重幸			大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会			遠藤 修一	関口 修
建設業労働災害防止協会埼玉県支部		荒川 春郎	○小川 雅以	
埼玉県道路舗装協会	真下 恵司		田中 恭一	
埼玉県コンクリート製品協同組合			山田 欣一	岩田 昭彦
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	西村 昭彦		庭野 敏夫	
埼玉県下水道施設維持管理協会	小山 保	矢沢 研二		
埼玉県環境安全施設協会		宮田 勉	仲村 一夫	
(財)埼玉県建築住宅安全協会				横田 充穂
埼玉県総合建設業協同組合			島田 松夫	○白澤 芳正
埼玉県建設業健康保険組合	清水 澄弘			
埼玉県建設業厚生年金基金				
(社)情報通信設備協会埼玉県支部		○横田 充穂		阿部 道夫
埼玉県地質調査業協会			遠藤 計	小室 眞
埼玉県生コンクリート工業組合	小林 隆		飯田 康勝	
埼玉県設備設計事務所協会	服部 幸二	○藤原 克彦		
埼玉アスファルト合材協会		島村 健	長浜 忠	
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会			笠原 保孝	西 弘行
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	小山 正夫		大石 巖	

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

平成16年度事業計画

わが国の経済は、企業の設備投資や堅調な輸出に支えられ明るい兆しが見られるが、地域や業種によっては依然として厳しい状況にある。

地域の中小建設産業は、公共事業に対する社会環境の変化により、建設市場が年々減少する中で諸課題が山積みし、かつてない厳しい経営環境にたたされている。

建設産業にとっては、過度の価格偏重競争の排除、入契法や電子入札等、喫緊の課題に適切に対応するとともに、市場の確保・拡大に向けて社会の要請に応えた良質な社会資本整備を通して、広くその必要性・重要性を喚起していく努力も重要である。

横断的組織である建産連としては、諸課題を改善し建設産業の活力を高めるため、以下の事業を実施するものとする。

1. 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

2. 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

3. 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会に基づく事業の推進や「元・下契約関係の適正化」等の推進を図る。
- (2) 県内中小建設産業の情報化のための事業を推進する。
- (3) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- (4) 会員団体構成員の知識の向上に質するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。
- (5) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

4. 情報活動

(1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動き、その他労務等に関する情報を適宜収集し、会員団体に提供する。

インターネット及び全国建産連を中心とした情報ネットワークを活用して情報収集機能の強化を図る。

(2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体に提供する。

5. 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

6. 連絡調整事業等

(1) 会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的な参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。

(2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。

(3) 団体会員相互及び関係機関関係者との連携を密にするため、新年賀詞交換会を開催する。

(4) 国及び県等主催の各種協議会並びに集い等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

7. 啓発宣伝事業

(1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。

(2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた2005年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。

(3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

8. 埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営

(1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。

(2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。

9. 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

委員 理事会報告

通常総会提出議案について協議

平成16年度第1回理事会開催

5月13日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で平成16年度第1回理事会が開催され、平成16年度通常総会の運営や、付議する議案などについて協議を行った。

会議に先立ち島村会長が、「我々中小建設産業の経営は受注の減少と競争激化により、一段と厳しい状況が続くものと思われる。各団体においては、市場の確保・拡充をはじめダンピング対策、情報機器への対応、資材急騰対策など、生き残りをかけて懸命な自助努力を行っているが、横断的組織である建産連としても活力ある建設産業として、その使命である「健全な元・下関係」構築に向けて事業推進を図っていききたい」とあいさつ、メインテーマである通常総会提出議案の審議について協力を要請した。

〔議題〕

平成16年通常総会の開催日程などについて

6月10日午後3時30分から建産連研修センター第1会議室で開催される総会次第（進行要領）、さらに、午後5時から建産連研修センター3階大ホールで開催する懇親会の次第、来賓名簿などについて関常務理事から詳細説明を受けこれを承認した。

通常総会提出議案について

①平成15年度事業報告の承認について②平成15年度一般会計収支決算の承認について③平成15年度特別会計収支決算の承認について一の3件を一括上程、説明を受けた後、これを承認した。

続いて、①平成16年度事業計画案について②平成16年度一般会計収支予算案について③平成16年度特別会計収支予算案について一の3件を一括上程、同様に説明を受けた後、原案どおり承認した。

また、役員の選任については、理事会の前に開かれた正副会長会議の中で検討が行われ、正副会長、専務理事、常務理事の全員を留任とすることを諮り、承認された。なお、理事、監事、評議員の役員については、加盟各団体の総会終了後に推薦をいただき決定することとした。

その他

◇島村会長より7月の参議院選挙について、「全国建産連としては協雅史議員の推薦を決めており、加盟各団体においても埼玉選挙区2候補を含め、推薦・支援をよろしくお願いたい」旨の依頼があった。また、関根副会長からも、「3年前とは違い関東地方整備局が埼玉に移ってきたため、言わばお膝元であり何とか良い結果を出したい」と述べ、前回の選挙結果を踏まえさらなる支援要請があった。

◇6月14日に、当建産連、県建設業協会をはじめ5団体共催による「森田実講演会（これからの政治経済を読む）」を開催することを報告、各団体に対し動員を要請した。



第101号編集とポスター・絵画 コンクール募集について協議 広報委員会開催

4月28日正午から、建産連会館特別会議室で広報委員会を開催、101号の編集やポスター・絵画募集について協議した。

協議に先立ち有山委員長が、「お陰様で第100号発刊を迎えることができた。建産連ニュースの発行は主要事業の一つであり、引き続き協力をお願いしたい」とあいさつした後、議事に入った。

「建産連ニュース」第100号の発行について

このほど発行された100号の発行結果について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を行い、了承された。

「建産連ニュース」第101号の編集案について

7月に発行する第101号の編集案について編集担当から趣旨説明を行い、特に意見なく了承された。

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について

事務局より第25回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの収支決算報告を行うとともに、第26回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集要領（案）について説明を受け、例年どおりの内容で実施することを了承した。

その他

最後に、次回委員会開催日を7月28日とすることを決め閉会した。



電子入札制度を巡り意見交換 中小企業・農林業を支援する議員連盟と 建産連加盟団体

当建産連と埼玉県議会「中小企業・農林業を支援する」議員連盟との「電子入札制度に係る意見交換会」が6月21日午前10時から、県議会議事堂4階第4委員会室で開かれた。

意見交換会には加盟16団体、議員連盟会員議員、県の関係職員が出席、電子入札制度などの導入に係わる問題点について意見を交わした。



開会に先立ち野本陽一公共工事部会長が、「幅広い業界の共通の理解を深めるため慎重審議を進め、実りある会議としたい」とあいさつし意見交換がスタート、あらかじめ書面で提出した意見について12団体から要旨説明が行われた。

この中では、導入までの指導や、国・各自治体のシステム統一、紙入札との併用などを求める声をはじめ、「意志の疎通を欠く恐れがあるため、仕様書説明は書面をもって口頭で」、「委託業務に最低制限価格の適用を」などの意見が続ぎ、電子入札制度導入に対する各業界の不安の実態が浮き彫りとなった。

これに対し、「平成18年度までに42市町村の参加が予定されている。今回の県の共同システムは、国とは別のシステムとして開発したため、統一は難しい」（県）、「1台のパソコンで対応できないという指摘だが、技術的な問題であるので解決できると思われる」（公共工事部会長）、「物件単位によって、電

子入札と紙入札をあらかじめ区分し、入札方式を事前公表することを検討する。指名業者は事後公表とし、設計額などは従来どおり事前公表（県）、「将来的には設計額の非公表を考える必要がある」（公共工事部会長）などの見解が示された。

このほか、各団体よりいろいろな意見が出されたが、細かな技術面については建産連で検討し、取りまとめた結果について発注者とすり合わせを行うという結論に達した。

最後に、「公共工事の発注に関する県への要望について」意見を求められたのに対し、「県内業者の窮状を考え、県、市が補助金を出すような仕事は、下請けも含め受注機会が確保できるよう配慮していただきたい」と要望。議連側からは、「何らかな具体的な方法を考えたい。その他の意見についても集約して提出してほしい」と前向きな回答が得られた。

「公共事業はムダではない」

政治評論家

森田実氏の講演会開かれる

当建産連ら5団体主催による「特別講演会」が6月14日午後2時から、大宮ソニックシティ「小ホール」で開催され、約500人が参加した。

同日は、政治評論家、森田実氏講師による「これからの政治経済を読む」と題した講演が約1時間30分にわたり行われた。

森田氏は冒頭、公共事業に対する著しい偏見に対し真っ向からマスコミに戦いを挑む形で、近々に「公共事業必要論」を出版することを披露、この3年間の構造改革一辺倒だった風潮を批判した。

「景気回復の兆しが見えるのは東京を中心とした一部だけで、地方は疲弊している」とした上で、「国民の苦しい状況を背景に、政府に対する要望書は今年の2倍にもなってい



講演する森田実氏

るが、届かない。それらの意見を排除するためにマスコミが介入していると言わざるを得ない」「土木・建設業界は長い歴史の中で社会とともに共存してきている。日本を欧米と同じ位置付けで、公共事業を否定することは間違っている」と切り込んだ。

さらに、「財政支出を抑制したことで景気回復が達成できたという論調があるが、建設国債の比率は僅か18%。それを削れば財政再建ができるという論理は間違い」とこれまでの経済政策を批判した。

最後に、「日本は今、経済政策の大きな転換が必要。国民の生活水準を上げて税収を拡大しなければ経済の発展はあり得ない」とし、「税収を上げる手段は公共事業を増やし、地方財政について交付金を見直し権限を与えることだ」と強調、「公共事業はムダではない。ムダと思いつつ途中で止めていることがムダ」と結んだ。

なお、今回の講演会は当建産連のほか、埼玉県建設業協会、埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会が主催した。

田村体制 2 期目へ 予定価格検討委設置

全国建産連総会

(社)全国建設産業団体連合会は6月4日、東京の東海大学交友会館で平成16年度通常総会を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、田村憲治会長(三重県建産連会長)を再選した。副会長に浅田毅(愛媛県建産連会長)、川畑俊彦(鹿児島県建産連会長)の両氏が新任されたほか、事務局では小野専務理事が勇退、後任に浅利祐光事務局長が専務理事に就任した。

来賓の国交省松原審議官は「自民党議員連から第2次ダンピング対策の追加提言をいただいた。政地方公共団体への徹底や技術力の重視、低入札チェック調査など議員立法を視野に入れたものが中心となっており、政府としても政策を講じていきたい」と述べた。さらに、同審議官は「入契法も3年が経過し効果が薄らいできているため、次のステップを検討している。入札ボンドや瑕疵保証制度の検討課題をはじめ、特に新分野進出については農水、環境、厚労といった他省庁との局長級会議を踏まえて取り組んでいく」ことを明らかにした。

平成16年度通常総会 全国建設産業団体連合会

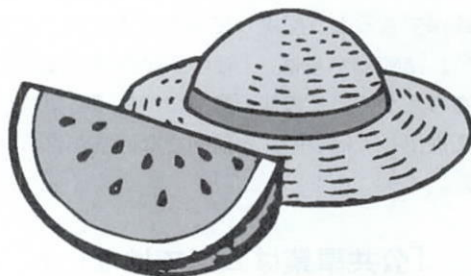


挨拶した田村会長は「低価格受注を合法的に排除していくには、入口で入札ボンド制度、出口で瑕疵保証期間を延長すべき」と強調し

た上で、日弁連などによる落札率をとらえた批判に対峙していくため、公共工事の適正価格を検討する特別委員会(予定価格検討委員会)を設置して報告書を取りまとめたい」と述べた。

なお、総務委員長には当建産連の島村会長が再任されたほか、広報委員長には奥田和男(宮城・新任)氏、構造改善対策委員長には真柄敏郎(石川・再任)氏が選任された。

総会後の懇親会には、国交省や振興基金など関係者多数が駆け付け、田村2期体制を祝った。



お知らせ

建産連会館の 夏期休館について

建産連事務局

当建産連は、8月13日から16日までの4日間を夏期の一斉休館といたします。したがって、その期間は、会館センターを含む全館を閉鎖いたします。

武 井 武

— フェライトの父 —



叙勲時の武井武博士

エレクトロニクス産業に欠くべからず物質であるフェライトを発明、その発展の基礎を築き「フェライトの父」として呼ばれたにもかかわらず、不運からノーベル賞受賞を逸した世界的化学者であるさいたま市出身の武井武^{なげいたけし}について記す。

参考文献

「埼玉人物事典」「与野人物誌」

「彩の国埼玉の偉人たち」「フェライトの父武井武博士」

「武井武と独創の群像」

1. フェライトとは

広辞苑によるとフェライトとは「鉄とコバルト・ニッケル・マンガンなどの酸化物で、専ら高周波回路において使用される強磁性材料」と書かれている。

1831年、イギリスの物理学者ファラデーにより、コイルの中を磁石が入り出すとコイルに電流が生じるという、いわゆるファラデーの法則が発見されたことにより発電機が製作されたのを始めとしてモーター、トランス、電話機、ラジオ等々、多くの電気機器が開発されてきた。

しかし、この当時のコイルのコア（磁心）となる磁性材料としては鉄か、または鉄

との合金でしかなかった。

そこに、今までの金属材料とは異なる「金属酸化物」としてのフェライトが登場したのであった。

金属酸化物とは焼き物の一種でセラミックスであり、金属に生じる、いわゆる錆である。

金属にとって始末に困る錆から武井武はその金属を上回る高性能の磁性材料を生み出したのであった。

フェライトは低廉でいろいろな形に作ることができ、また磁力が強く、しかも安定した生産が可能で、その上、電気的に抵抗値が非常に大きいことから、様々なものに活用されていった。

今日、我々の生活に定着しているテレビ、携帯電話、カラーテレビ、パソコンなどの高周波数機器をはじめとして、カセットテープやビデオテープなどの磁気記録器材等である。

エレクトロニクス製品に依存している今日の生活においてフェライト無くしてはその存在は考えられないほど、偉大な、かつ20世紀最大の発明である。

2. 出 生

武は明治32年（1899）7月15日、教員である武井多三郎・とよの長男として与野町大戸で生まれ、埼玉師範学校付属小学校（今の埼玉大学付属小学校）、浦和中学校（今の浦和高校）と進み、大正6年（1917）、東京高等工業学校（今の東京工業大学）電気化学科に入学した。

武は、その東京高等工業学校で、武の将来を決する恩師となる加藤与五郎教授と出会うこととなった。

武は、大正9年（1920）の卒業に当り、加藤教授から「潰れそうな会社だが、好きな研究ができるところだ」と言われ、福島県の東北電化株式会社を紹介され、そこで電解鉄や電解二酸化マンガンの製造の研究に携わっていたが、20歳の時、徴兵により中野電信連隊に入隊させられている最中に東北電化は倒産してしまった。

「いつ帰ってくるか分からないところ」と福島行きを反対していた母は、この倒産を大いに喜んだと言う。

除隊後、家にいると加藤教授が来て、今度は東京葛飾のトタン板製造会社への就職を斡旋していった。武はそこでも2年半程トタン板の研究をしていたが、何か物足りなさを感じ加藤教授に相談したところ、東北帝国大学を勧めら

れ、その指示のまま受験、大正13年（1924）4月、東北帝国大学理学部化学科に入学したのであった。

武は、大学の講義と専門学校の講義との違いに大いに驚き、すっかり学問に魅せられていった。

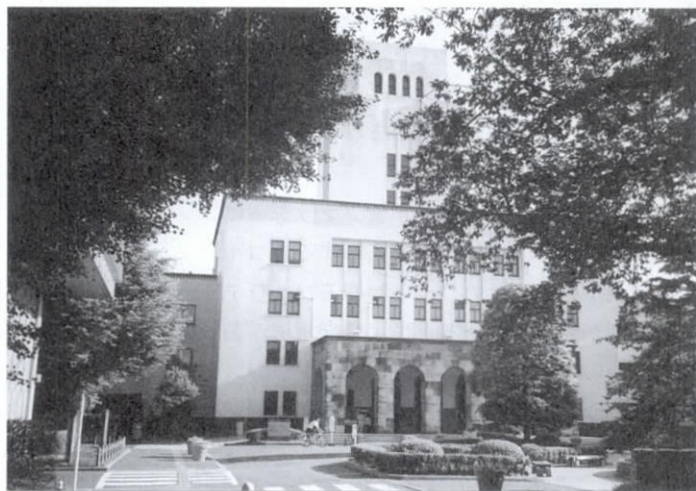
3. 東京工業大学の教官となる

東北帝国大学では、当時特殊鋼の研究では世界的な権威者であった村上武次郎教授の指導を受け、モリブデン粉末と軟鉄片を配合して二元合金を作ることを研究し、その製造に成功、その成果を「鉄モリブデン系合金の研究」として卒業論文として発表した。この研究は当時の学会から公表を得ることとなった。

これにより、武は村上教授の強い要請により、卒業後もそのまま大学に残ることとなり、同大学金属材料研究所の助手として、引き続き鉄モリブデン系合金の研究に没頭していった。

昭和4年4月、学制改革により母校の東京高等工業学校が東京工業大学として再発足することとなった。

武は、恩師であり、電気化学科主任教授となった加藤与五郎から、そこの助教授として招聘されたのであった。



武井武の勤務した東京工業大学

しかし、研究半ばであるところから、引き続き、東北帝国大学へも通うという二重生活の日々を続けていたが、7年3月、ついにその研究の集大成としての「鉄炭素モリブデン炭素系平衡状態図に関する研究」を東北帝国大学に学位論文として提出、理学博士を授与されたのを機会に東北帝国大学を辞したのであった。

なお、その2年前の5年には、武は加藤教授の紹介で京都帝国大学教授である大幸勇吉博士の4女萬寿と結婚している。

4. フェライトの発明

武は、東京工業大学では加藤教授から亜鉛精製の際に混入する鉄の除去に関する研究課題を課せられた。

武は、まず鉄を除去する方法として基礎的な実験である磁性の程度を測ることとし、各種の金属酸化物を合成して、その磁性度を測定していった。

そんなある日、コバルトと酸化鉄との化合したものの磁性度を測定した後、いつもは片付けて帰るのだが、その日に限って、そのままにしてしまった。

翌日、何気なしに実験装置に電源を入れたところ、異常な現象が起こった。前日実験したままにしておいた磁気天秤中の試料が昨日より非常に磁化されているのであった。

「低温で通電すると、高い磁性が発するのかも知れない」

武は、さらに亜鉄酸化コバルトの磁性を詳しく測ったところ、異常なほど磁性が大きいことが分かった。

つまり偶然にも亜鉄酸化コバルトにおいての「磁場冷却効果」を発見したのであった。

その時の喜びは今でも忘れられない。走り回りたいくらい嬉しかったという。

そこで、武は、粉末であるフェライトを、棒状に圧縮成形して焼成し、これを磁場内で冷却してさらにこの試料に鉄粉を振り掛けた

ところ、粉鉄が非常に吸着した。

昨年ノーベル賞を受賞した島津製作所の田中耕一氏も失敗の副産物が大発見に通じたのであった。

武の大発見もまた偶然の賜物であった。

武はこれを異常現象による発見の端緒ととらえ「異常現象は正に天の与えた発想のチャンスだ」と言っている。

さらに3年に及ぶ研究を重ねた結果、今度は「高温度で磁場を与えると常温におけるよりも強く磁化される」という、当初の発見とは異なる、今までにない新しい「高温磁化現象」を発見したのであった。

昭和5年9月、武も30歳になっていた。

その当時は磁石や磁心の主流は金属磁性材料として、大正6年(1917)に東北大学の本多光太郎博士の発明したKS鋼であり、昭和6年(1931)に東京大学の三島徳七博士の発明したMS鋼が主流で、中でも本多博士のKS磁石は世界第一といわれていた。

武はそれよりもさらに強力な磁石を発明したのであった。

従来の金属磁性材料は、モーター、トランス、有線電話などの周波数の低い電流の機器では有効性を発揮するものの、高周波数の電流、特に電波となると急激に磁気特性が低下してしまうという欠点があった。

それに引き換え、武の発明した非金属の磁性材料であるフェライトは、低周波では金属材料に及ばないものの、周波数が上がるにしたがって急速に優れた磁気特性が上昇していくのである。非金属ゆえに電気をほとんど通さないことから電気抵抗が非常に高くなる結果であった。

それゆえ、機器を大幅に小型化することが可能となることから、高周波数の機器としての搬送用電話トランス、テレビの偏光トランス、磁気増幅器、アンテナ用磁心、出力トランス、記憶回路磁心など多方面に活用されるようになっていった。

その上、普通のテープに粉末にしたフェライトを塗布することにより磁気テープとなり、情報を高速で書き込んだり、また読み出すことができるようになることからカセットテープやビデオテープなどに応用されていった。

昭和5年、武は、名も東京工業大学の所在地である大岡山の地名にちなみ“Okayama Permanent”、いわゆる「OP磁石」と名付け特許を出願したのであった。

「その時頂いた研究課題は正に天下一の名題目でありました。これは新しい分野なので思うがままに新地を開拓している間に、幸いにも異常現象を発見し、これを基にしてフェライト磁性材料の端緒を開くことができた」と、武は後に述べているように、この研究こそ、武を「世界の武井」にさせた研究であった。

5. ノーベル賞を逸する

武は、この画期的な発明を学会に発表したが、当初、金属を主流としている学会には見向きもされることはなかった。その後も機会あるごとに説明して回ったが、その反応は冷たいものであった。

ただ、昭和10年(1935)にこの将来性を見込んだ齊藤憲三によりフェライトの実用化を図るため設立された東京電気化学工業(後のTDK)のみがフェライトの未来を信じて黙々と非金属の磁性材料を作り続けていったのであった。

やがて、オランダのフィリップ社が武の発明したフェライトに注目、大々的にフェライトの研究を始めたのであった。

その後、フェライトが世に出始めるようになると、あたかもフェライトはフィリップ社の手によって開発されたような感がするほどであった。

無名の人物による発想はなかなか認めないという日本の学会の古い体質により、武の発明した研究は欧米諸国に先を越される結果と

なってしまったのである。

1950年代中頃になり、フェライトが逆輸入され始めると日本の学会はようやく目覚め、フェライト研究を認め、遅れ馳せながら発明者である武を陣頭に物理学者、化学者、金属学者らを含むプロジェクトチームを結成、TDKを製造母体として研究を再開していった。

目標は発明国である意地で、欧米を追い越すことであった。

1970年、フランスのネールがフェライトの理論解明によりノーベル賞を受賞した。

フェライトを理論的に解明した学者がノーベル賞を得たのに、フェライトそのものを発明した学者がノーベル賞を貰えないのか、武の衝撃は大きかった。

日本の学会の体質がもっと柔軟で武に理論解明の機会を与えておれば、ネールより早くノーベル賞を受賞しているかも知れないし、もっと武井武の名が国際的に売れていれば、ネールとともに受賞したかも知れないと思うと非常に残念でならない。

やがて、TDKがフェライト生産量でフィリップ社を抜き、世界一の企業となっていったのであったが、ノーベル賞受賞には時遅しであった。

6. フェライトの父と呼ばれる

昭和11年12月、武は東京工業大学教授に昇任し、従五位に叙された。

その翌12年、日華事変が勃発、そして大東亜戦争、太平洋戦争、第二次世界大戦と進む中、輸入に頼っていた日本の資源不足は極限に達してきた。

そんな17年、政府は武を財団法人重金属研究所の専務理事に任命し、資源の開発調査研究を行わせるとともに、18年には陸軍嘱託に命じ、フィリピンのルソン島での資源調査を行わせた。

武は、資源開発研究の最中に終戦を向かえ、その3年後の昭和23年6月、戦時中、軍事研

究に携わったとの理由で公職追放の処分にある、東京工業大学教授等、すべての職務を罷免されたのであった。

武は与野の自宅に戻り、公職追放が解除されるまでの3年の間、釣をしたり本を読んだり、のんびりと過ごしていた。武にとっては初めての長い休日であり、苦勞かけた家族とのしばしの団欒ひとときの一時であった。

解除後は慶応義塾大学工学部応用化学科の教授として、フェライト研究をさらに進めるかたわら、国際フェライト会議の開催を提唱し、昭和45年(1970)7月、その第一回会議を主催している。この会議は、京都国際会議場において、予想を上回る20カ国約600人の参加を得て成功裡に挙行された。

それ以後、武井武の名は世界各国に広まり、フェライトが武の発明であることが初めて国際的に認知され、やがて、フェライトの生みの親、いわゆる「フェライトの父」と呼ばれるようになっていった。

7. 立体眼鏡の発明

我々が良く知っている立体眼鏡もまた武井武博士の発明である。

武は、昭和10年4月、文部省から欧米各国の電機化学工業界の視察を命ぜられ、この時、最初に訪問した米国でクーリッジ博士から偏光板を見せられたのがそのきっかけであった。

これを契機に武は偏光板の研究に着手し、これを進めた結果、ついに「人造偏光板ダイローム」を完成させた。

これは三菱電機で製品化され、航空パイロット用眼鏡、反射防止用眼鏡、顕微鏡用偏光プリズムなど、多くの用途に用いられることとなった。

特に、戦後の20年代後半になると立体映画

が盛んになり、その偏光眼鏡に利用されるようになった。いわゆる立体眼鏡であった。

昭和27年に藍綬褒章、44年に勲二等旭日重光賞、53年に文化功労者表彰を授与するとともに、地元においても昭和52年11月に与野市名誉市民第1号となっている。

そんな武も平成4年(1992)3月12日、呼吸不全を起し、慶応義塾大学付属病院でその生涯を閉じることとなった。享年92歳、法名は「武窓院卒寿識心高誉居士」、墓地はさいたま市中央区大戸の地藏堂墓地であった。



武井武の眠る大戸の地藏堂

平成6年7月、軽井沢の恩師加藤与五郎博士の胸像の横に、そしてその年の11月、与野市役所(現・さいたま市中央区役所)前に、武の功績を称え、それぞれ胸像が建立された。

私は、この頃を執筆するにあたり、さいたま市中央区大戸の武井武博士の実家に行ったところ、新築された家の裏に隠れるように今でも旧家そのまま残っており、その門柱にも「武井武」の表札が掛かっていた。

生誕105年、死去10年にあたり、近代文明の礎となる発明をし、本来であればノーベル賞受賞者として脚光を浴びるはずであった世界的な化学者である武井武について、少しでも知っていただきたく筆を取りました。

告知板

建設工事等に係る 入札契約制度の改善について

埼玉県総務部入札企画室

- 1 本県発注工事における入札方式の区分について
資料1参照
- 2 平成15年度における発注状況について
資料2参照
- 3 平成15年度における主な入札契約制度の改善について
 - (1) 県内建設産業に対する支援
 - ア 県内下請及び県産品の積極的な活用
「埼玉県建設工事標準請負契約約款」を改正し、県内下請及び県産品の積極的な活用を義務付けた。(平成15年6月から適用)
 - イ ダンピング受注の防止
現行の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図ることとした。
 - ・最低制限価格制度の試行を継続し、対象をすべての発注部局の5千万円未満のすべての工事に拡大した。(平成16年5月から適用)
 - ・最低制限価格制度の試行拡大に併せ、5千万円以上の工事において採用する低入札価格調査制度のより一層厳格な運用を図ることとした。(平成16年5月から適用)
 - ウ 入札参加条件としての施工実績の期間延長
入札参加条件としての企業の施工実績については、過去10年間の、過去15年間における実績に延長することもできるとすることにより、県内企業の入札参加機会の拡大を図った。(平成16年1月から適用)
 - (2) 適正な競争環境の整備
 - ア 談合等の不正行為に係る損害賠償予約条項の県発注全工事等への適用
談合の一般的抑止効果を高めるために、「埼玉県建設工事標準請負契約約款」等に請負代金額の10%を賠償金として県に支払う旨の規定を設け、すべての県発注工事等に適用することとした。(平成16年1月から適用)
 - イ 一般競争入札及び公募型指名競争入札の適用範囲の拡大
本県においては、従来、1億円以上の工事については一般競争入札及び公募型指名競争入札の活用に努めてきたが、5千万円以上の工事においても活用できるようにした。(平成16年5月から適用)
また、公募型指名競争入札において指名を決定する際に活用している標準審査基準は公表することとした。
 - ウ 通常型指名競争入札における競争性の向上
選定基準に定める指名業者数に、5社程度追加して指名することとした。(平成16年5月から適用)
 - エ 指名業者名等の事後公表の試行
電子入札案件において、指名業者名等の事後公表を試行する。(平成16年度試行)

本県発注工事における発注金額による入札方式の区分

総務部入札企画室

資料1

発注金額	入札方式		公募型指名競争入札	意向反映型指名競争入札	通常型指名競争入札
	一般競争入札 制限無	一般競争入札 制限付			
24億3千万円以上	○				
24億3千万円未満 5億円以上		○	○		
5億円未満 1億円以上		○	○	○	○
1億円未満 5千万円以上		◎	◎	○	○
5千万円未満				○	○

※ 表中の○は、当該発注金額欄の工事について、○の付された入札方法を、工事内容、発注時期等により選択的に採用できることを示している。

また、◎は、今回の改正（平成16年5月6日以降公告をし、又は指名通知等を発送するものから適用）により、一般競争入札及び公募型指名競争入札を活用できる対象工事として、発注金額の下限額の引下げ（1億円以上→5千万円以上）が行われたものである。

資料2

設計金額別発注状況（平成15年度）

金額区分	件数
～ 250万円	845
250万円 ～ 1000万円	832
1000万円 ～ 5000万円	982
5000万円 ～ 1億円	357
1億円 ～ 5億円	74
5億円 ～	13
合計	3,103

入札方式別発注状況（平成15年度）

入札方式	件数
W T O 一般競争入札	1
制限付一般競争入札	10
公募型指名競争入札	48
意向反映型指名競争入札	8
通常型指名競争入札	2,354
随意契約	682
合計	3,103

※県土整備部建設業課集計の平成16年3月30日時点の速報値による。

建設産業構造改善推進プログラム2004

—公正・透明で競争性の高い市場を目指して—

国土交通省

テーマ	課題	推進事業
不良・不適格業者の排除の徹底	建設業法の遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査における虚偽防止策の強化 ・施工体制台帳等を活用した現場への立入検査の充実 ・「発注者支援データベース・システム」の導入促進による専任制確認の強化 ・建設産業からの暴力団排除の徹底
	入札者選定、技術者の専任制確保に資する情報システムの整備及び情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設技術者等の情報のデータベース化 ・監理技術者資格者証の偽造防止 ・行政処分情報等のアクセスしやすい形での公表
	ダンピング受注の排除の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者や建設業所管部局による地域ごとの情報交換の促進 ・下請業者への適正な支払の確認 ・受注者側技術員の増員による適正な施工体制の確保 ・履行保証割合の引き上げ ・前払金の縮減
入札契約の適正化の徹底	入札契約の競争性・透明性の向上、不正行為等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等における入札契約情報の公表の促進 ・地方公共団体等における入札監視委員会等第三者機関の設置の促進 ・違約金特約条項の導入等不正行為に対するペナルティの強化
	技術力による競争等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績データベースの整備 ・総合評価方式やVE方式等の推進
建設生産システムにおける合理化の推進	建設生産システム合理化推進協議会等を活用した合理的な建設生産システムの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・建設生産システム合理化推進協議会を活用した多様な建設生産システムの検討 ・地方建設生産システム合理化推進協議会を活用した具体的な合理化の取組みに対する支援 ・建設工事標準下請契約約款に準拠した注文書、請書等の標準化
	専門工事業界の取組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業界における横断的な取組みの支援 ・多様な発注方式に対応した施工体制の検討
	元請下請関係の適正化に向けた取組みの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・元請下請間の取引の適正化に向けた調査及び指導の充実
生産性の向上及び経営革新の推進	ITの活用による経営の効率化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業におけるITの活用の推進 ・CI-NET及びC-CADECの普及促進 ・CALS/ESの対応支援
	企業間連携・新分野進出など経営革新に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における中小・中堅建設業の企業間連携・新分野進出促進支援 ・中小・中堅建設業への相談体制の充実 ・中小・中堅建設業の資金繰りの改善
	瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業団体による瑕疵保証・品質保証・性能表示等の検討に対する支援 ・公共工事の品質確保の強化に向けた取組み
優秀な人材の確保・育成と安全対策等の推進	基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成及び社会的評価の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹技能者等の評価・活用の支援 ・多様な現場ニーズに対応した人材育成体制の整備 ・各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントシステムの確立への支援 ・技能に関するデータベースの充実・活用 ・建設産業及び建設産業で働く人に対する理解の促進とイメージアップ
	安全対策の推進及び労働災害防止策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者、技能者に対する適正な安全講習の推進 ・公衆災害防止に向けた取組みの強化

平成16年度における建設工事事故防止のための 重点対策の実施について

国土交通省大臣官房技術調査課長

建設工事の事故防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」の改定、平成8年1月から「事故データベース」を整備してきたところです。

このうち、「事故データベース」を活用した技術的分析を通じて、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会（委員長 山村和也日本大学教授）」を設置したところです。

同委員会において様々な分析を行った結果、特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成12年度から年度ごとに重点対策を実施しています。

今般、同委員会において工事全般にわたる重点対策を実施することが提唱されたことや、最近の事故状況などを踏まえ、国土交通省として下記の「Ⅰ. 発注者が実施する対策」を平成16年度重点対策として実施することとしました。つきましては、貴団体におきましても、建設工事事故の防止のため、「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」について取り組んでいただけるようご協力お願い致します。

なお、「Ⅰ. 発注者が実施する対策」については、直轄（土木）工事を実施対象とするものであり、「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」については、記載内容を踏まえて、直轄（土木）工事以外の工事全般にわたって、事故減少・防止の観点から推奨を依頼するものです。

記

Ⅰ. 発注者が実施する対策

1. 墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、昨年度に直轄工事で実施することとした「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」について、的確に実施するものとする。
- ・直轄工事で設置する足場は、働きやすい安心感のある足場とし、改善措置機材による場合は手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

2. 交通事故防止重点対策

- ・交通事故防止重点対策として、現場表示版と車輛の制動抑止を図る方法を組み合わせて、モデル工事を実施する。
- ・制動抑止を図る方法は、現場状況に合致した方法をとることとし、デルタクッションの他に複数の方法を選定することとする。

3. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・工事全般にわたる事故防止重点対策として、「安全教育の充実」を図るため、建設従事者等に

関する再教育の受講状況を確認するものとする。

4. 安全活動の評価

- ・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。(各種チェックリストの活用等)

II. 関係業団体が実施する対策

1. 足場からの墜落事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

(1) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、直轄工事において「手すり先行工法に関するガイドライン」を適用するとともに、他の工事においても適用を推進するよう働きかける。

(2) 足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化

- ・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

2. 法面からの墜落事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

(1) 施工計画での親綱設備計画の徹底

- ・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親綱設備等の計画を策定するよう働きかける。
- ・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(2) チェックリスト等による親綱・安全帯の点検

- ・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親綱点検の強化、親綱、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等を現場に備え付けて活用し、点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(3) 昇降設備の設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

(4) 法面施工管理技術者の資格取得

- ・関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推進する。

3. 重機事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

(1) ステッカー運動の推進

- ・関係業団体は、「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、また、安全教育を活用して重機オペレーターの安全意識を高めることを継続的に推進する。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

4. 交通事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）もらい事故対策工の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して推奨するもらい事故対策工は、現場の状況を十分勘案して有効な対策を実施するものとする。
- ・工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

5. 飛来落下事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

（1）クレーン機能付バックホウの使用の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対してバックホウの用途外使用の適用条件を適正に判断することを指導し、車両系建設機械による吊上げ作業には、クレーン機能付バックホウの使用を推進する。

6. 各種事故共通重点対策

（1）現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理等に対する教育の推進

- ・関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

（2）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）の導入の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）」を導入するよう働きかける。

（3）表彰制度の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

国土交通省における電子納品の実施

■電子納品の目的

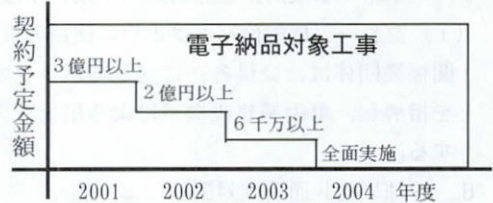
- ・従来、紙媒体で納品していた調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、『業務の効率化』、『省資源・省スペース化』を実現することを目的とする。

■国土交通省では、平成13年度より電子納品を実施

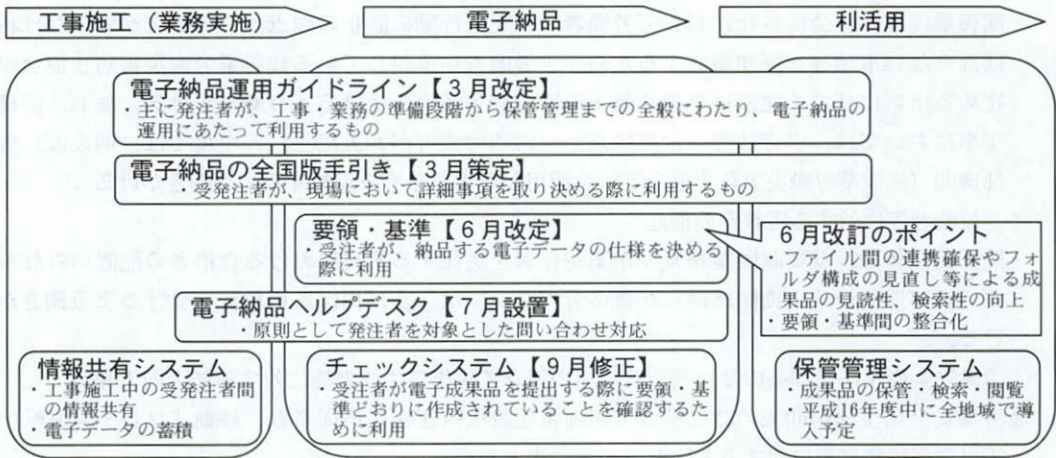
- ・業務：平成13年度以降、すべての業務を対象
- ・工事：平成13年度以降、順次適用範囲を拡大

■平成16年度より、すべての工事・業務について電子納品を全面实施

- ・平成16年4月以降発注するすべての工事・業務を対象
- ・4月以降の電子納品の全面实施に向けて、「運用ガイドライン」、「手引き」、「要領・基準類」の改訂、策定等を行う。



電子納品の実施について



電子納品に係わるガイドライン、手引き、要領・基準

■電子納品運用ガイドライン

- ・工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用に係る事項について記載。

■電子納品の手引き

- ・工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用や受発注者間の協議に係る現場サイドの詳細な取り決めを記載。受発注者が現場において詳細事項を取り決める際に利用。

■電子納品に係わる要領(案)・基準(案)

- ・電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式など、納品される電子データの仕様等について記載。受注者が電子成果物を作成する際に利用。

	電子納品全体に関する事項	各々の成果品に関する事項				
		文書類	図書類	写真類	地質調査資料	測量類
土木設計業務 測量調査 地質・土質調査	土木設計業務等の電子納品要領(案)	土木設計業務等の電子納品要領(案)	CAD製図基準(案)	デジタル写真管理情報基準(案)	地質調査資料整理要領(案)	測量成果電子納品要領(案)
土木工事	工事完成図書の電子納品要領(案)	工事完成図書の電子納品要領(案)				

※電気通信設備編：平成15年7月策定

※機械設備工事編：平成16年4月策定予定

<http://www.nilim-ed.jp/>

入札・契約制度のあり方について（案）

（中間報告）

社団法人全国建設業協会
入札・契約制度検討会

概 要

第1章 入札・契約制度の現状

入札・契約制度は、「透明性」、「競争性」、「公平性」の確保の観点から、誰でもが入札に参加できることにより入札の参加者数を増やすことを求めた競争方式を採用する傾向にある。また、これまでにない新たな入札・契約制度を導入する地方自治体も増えている。これらの多くは、「価格のみに偏った競争」となり、適切な技術力等を持った優れた建設業者の受注につながらず、公共工事の品質を確保することが懸念される価格での受注を頻発させている。

第2章 問題の解決に向けた基本的視点

社会資本の整備において、VFM（Value for Money）の理念を基本とすることが納税者（国民）の利益と合致する。ただし、建設業の特性や発注者、受注者の責務を考慮して、入札・契約制度が検討されなければならない。検討の際には、競争性、透明性、公平性も踏まえながら、「真に実効性のある競争」となるように、価格だけではなく企業の技術力や社会的責任を評価した競争が必要である。そのことが、不正行為の排除にもつながり、多様化するニーズに対応できる。そして、民間企業の技術力向上のインセンティブとなり、技術と経営に優れた企業が伸びる環境となる。

第3章 入札・契約制度のあり方

適切な入札参加要件を設定した上で、それぞれの入札方式の長所を活かした活用が図られるべきである。そして、設計の内容・精度に応じて最も適切な契約方式を選択する必要がある。また、落札業者の選定にあたっては、技術力や社会的信頼性などの多様な落札基準により決定されることが望ましい。なお、ランク制度や地域要件は適切な運用を図ることで、該当工事の施工に適した建設企業の絞り込みに役立ち、納税者（国民）の利益に繋がる。

第4章 多様な選択肢をもつ入札・契約方式の提案

工事内容に応じて最も適切な入札・契約方式を選択することにより受注業者を選定できるようにする。そのためにも、建設業許可の審査を厳正に行い、入札を実施する前の「入札参加資格審査」の段階で「技術力」、「経営力」、「社会的信頼性」を的確に評価して、応札者を絞り込む。さらに、落札者を決定する段階で、価格だけでなく、技術力（技術提案を含む）などの多様な基準による総合的な評価によって決定する。

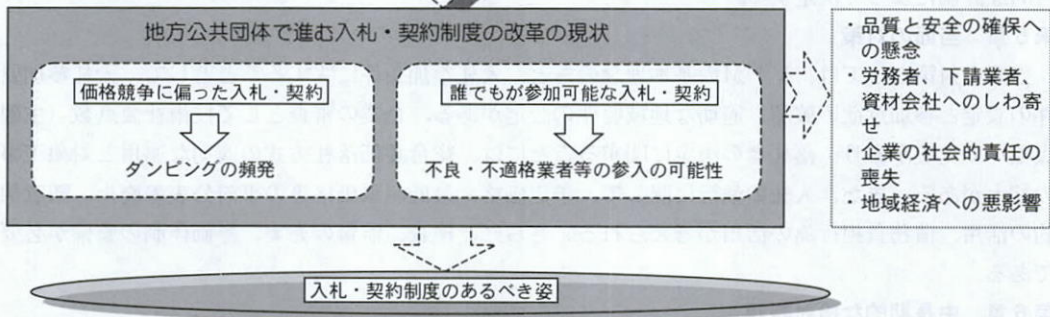
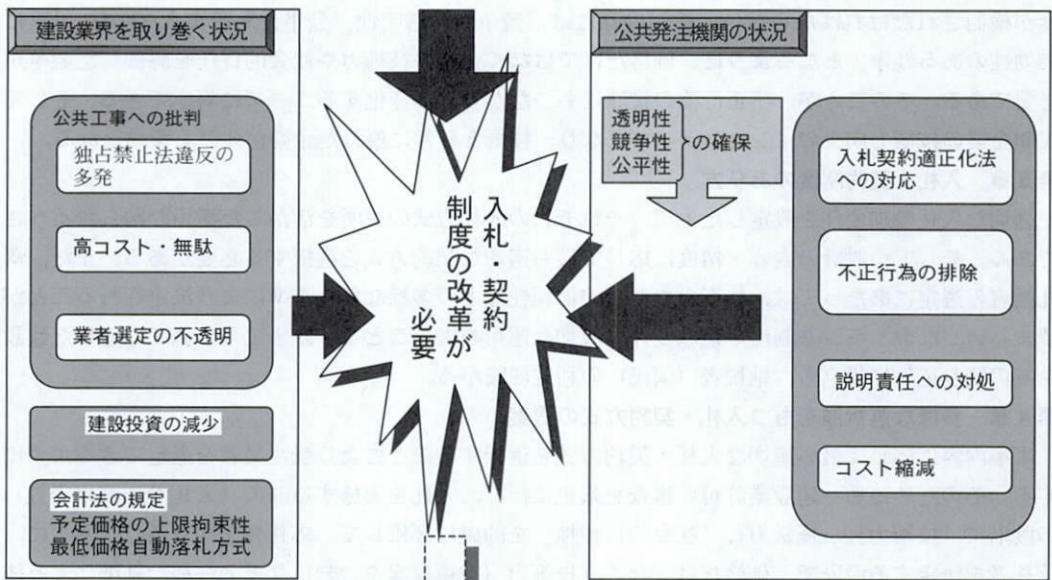
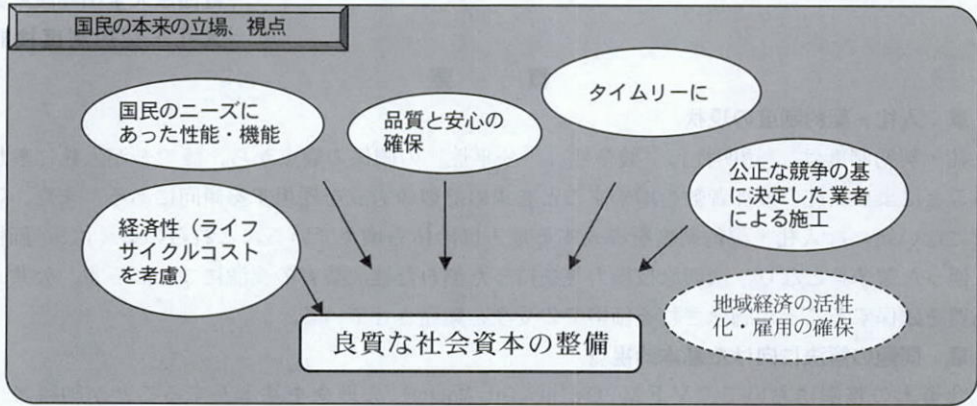
第5章 当面の対策

当面の対策としては、VFMの基本理念のもと、入札参加条件に関することとして、入札参加要件の設定と参加意欲の確認、適切な地域要件の設定がある。企業の審査として技術社会点数（主観点数）の充実があり、落札者の決定に関することには、総合評価落札方式の適切な運用と対象工事の拡大がある。また、入札の執行に関して、予定価格、最低制限価格等の事前公表の廃止、随意契約の活用、債務負担行為の活用が考えられる。さらに、検査、監督の充実、評価体制の整備が必要である。

第6章 中長期的な検討課題

入札ポンド制度、瑕疵担保責任、会計法等の法制度の改正などについて検討していく必要がある。

入札・契約制度を取り巻く状況



入札・契約のあるべき姿

基本的な視点

VFM (Value for Money) の基本理念が必要

建設産業は受注産業である

不正行為の排除

国民は良質は社会資本整備を望んでいる

多様な入札・契約制度を適切に選択する

受発注者双方の責務を果たす

企業の社会的責任を評価する

公平性・競争性・透明性の確保を図る

民間の持つ技術力の活用

技術力等を含めた競争が必要

技術と経営に優れた企業が伸びる環境



入札・契約制度のあり方

工事内容に応じて最も適切な入札・契約方式を選択する

入札参加資格審査の段階で技術力、経営力、社会的信頼性を的確に評価し絞り込む

落札者の決定は価格だけでなく、技術提案や企業の技術力を含めて総合的に決定する

当面の対策

入札参加要件に関すること

- ・入札参加要件の設定と参加意欲の確認
- ・適切な地域要件の設定

企業の審査に関すること

- ・技術社会点数（＝主観点数）の充実

落札者の決定に関すること

- ・総合評価落札方式の適切な運用と対象工事の拡大

入札の執行に関すること

- ・予定価格、最低制限価格等の
事前公表の廃止
- ・随意契約の活用
- ・債務負担行為の活用

検査、監督の充実、評価体制の整備に関すること

- ・検査、監督の充実
- ・評価体制の整備
- ・データベースの整備

中長期的な課題

- ◎入札バンド制度
- ◎瑕疵担保責任
- ◎会計法等の法制度の改正

さいたまタワー誘致実現のための県民運動の展開について

さいたまタワー実現大連合
埼玉県・さいたま市合同事務局

昨年12月より、三大都市圏において地上デジタル放送が開始されました。

在京の放送事業者6社は、2011年からの本格的なデジタル放送、通信融合化時代の実現に向けて、首都圏においては600m級の新たなタワーが必要だとして、昨年12月に新タワーの建設候補地選定のための推進プロジェクトを発足させました。

さいたま新都心地区は、新タワーの建設に適した立地条件を備えており、新タワーが実現しますと、21世紀のデジタル情報社会を象徴する一大シンボルとして、世界に誇りうる魅力ある施設となりうることから、県とさいたま市が連携し、さいたま新都心地区への世界一の新タワー誘致を目指して広く一大県民運動を展開していくこととなりました。

政界、経済界、自治体等から、この運動の趣旨にご賛同いただいた338名の方が設立発起人となって、運動の母体となる「さいたまタワー実現大連合」が3月30日に発足し、4月1日には県・市合同で事務局を設置しております。

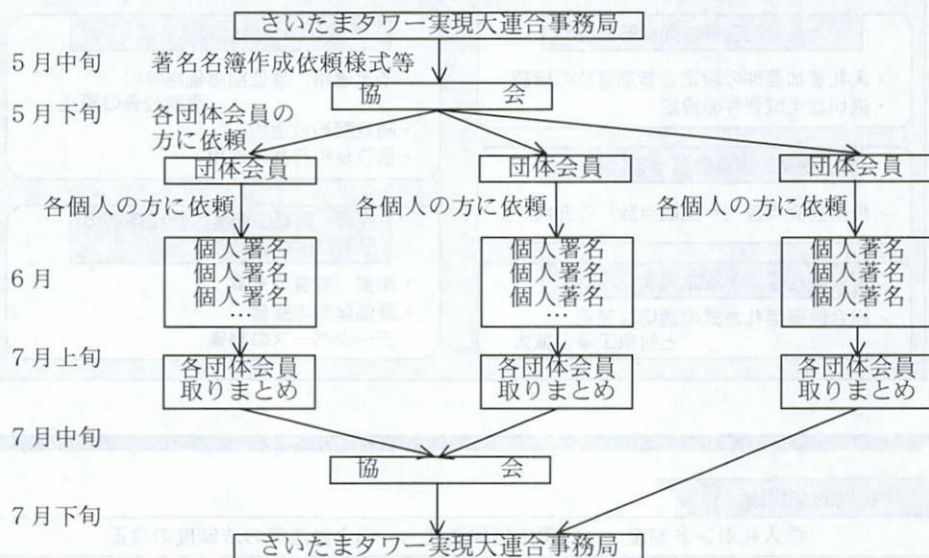
このタワー誘致実現のためには、個人、団体、企業等が一体となった一大県民運動を展開する必要があります。

まず、さいたまタワー実現大連合の発起人338名を核として、発起人の所属団体（全県的団体等）、その団体の所属団体（市町村別団体等）に団体会員となっていただきたいと存じます。また、各団体の所属企業には企業会員となっていただいて、運動に参加いただきたいと存じます。

こうした各団体、企業会員が起点となり、所属員等に署名への賛同や個人会員への参画を呼びかけていただくことで、運動のすそ野を県民全体に広げていき、100万人署名の達成など、一大県民運動としていきたいと考えています。

ぜひ、趣旨をご理解いただき、組織的な会員参画、署名活動の拡大への御協力をいただきますようお願い申し上げます。

さいたまタワー実現大連合 署名依頼フロー



企業局工業団地の立地支援制度の改正について

企業局管理部分譲推進課

埼玉県企業局では、工業団地の分譲を推進するために各種制度を設けておりますが、今年度より以下の制度についてその一部を改正し、より魅力ある内容といたしました。

◎ 割賦分譲制度

- ・ 割賦年数を10年に延長しました
- ・ 割賦利息の利率を契約時の長期プライムレートと同率にしました
- ・ 頭金が納入された時点で所有権を移転します

	頭 金	残 金	割賦利息の利率	所有権移転時期
従 前	20%	5年以内10回払	年2.0%	代金40%支払後
改正後	20%	10年以内10回払	長期プライムレート	頭金支払後

※ 上記契約制度のほかに「使用貸借特約付分譲制度（頭金10%で残金は5年以内）」もごございますので、是非ともご活用ください。

◎ 分譲成約報酬制度

- ・ 報酬額の上限を撤廃しました（従前は3,000万円）
- ・ 当制度の終期を1年延長しました（平成16年3月31日→平成17年3月31日）

これにより、大規模な面積の引合い情報についても対応が可能となりましたので、これまでと同様、積極的に情報の提供をお願いします。心よりお待ちしております。

※ 各種制度及び企業局の工業団地をお知りになりたい方は下記までお電話ください。

また、ホームページにも最新の情報が掲載されておりますのでご覧ください。

埼玉県企業局管理部分譲推進課（048-830-7123）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>

建産連 だより

通常総会終わる

- ②新会館建設計画の策定および推進、土地の取得
- ③未加入者の組合加入促進
- ④ISO審査登録機関立ち上げの推進
- ⑤短時間労働者雇用管理改善等事業の継続推進

○(社)埼玉県建設業協会

5月20日14時20分より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選

事業予算 2億671万円

- 主な事業
- ①建設業再生への対応
 - ②入札契約制度改革への対応
 - ③環境問題への対応
 - ④適正な積算・施工と品質保障への対応
 - ⑤電子入札・電子納品への対応

○(社)埼玉建築士会

5月26日14時30分より

埼玉建産連研修センター

改選 会長 高木 容

副会長 高橋 庫治

副会長 根津仁一郎

副会長 塩川 通正

事業予算 8,700万円

- 主な事業
- ①建築士の教育と表彰
 - ②委託事業の実施
 - ③組織強化と会員の開発
 - ④連携と広報
 - ⑤建築行政などへの協力

○(社)埼玉県造園業協会

5月20日14時より

浦和東武ホテル

改選 会長 小林 文武

副会長 藤原 恒男

副会長 宮下 良夫

副会長 小林 猛 (新任)

事業予算 1,362円

- 主な事業
- ①造園緑化の推進
 - ②造園技術および資質に関する事業
 - ③都市緑化普及事業
 - ④公益事業の推進
 - ⑤機関誌の発行と情報提供

○埼玉県道路舗装協会

5月20日11時より

建産連研修センター第1会議室

非改選

事業予算 1,892万円

- 主な事業
- ①他県の道路舗装工事の現状視察および調査
 - ②「舗装協会だより」の発行
 - ③舗装施工管理技術者資格取得の推進
 - ④会員などの技術者を対象とする技術講習会の開催
 - ⑤県・市町村の技術職員研修会への講師派遣

○埼玉県電気工事工業組合

5月21日15時30分より

アルーサ清水園

非改選

事業予算 1億2,462万円

- 主な事業
- ①提案型技術営業「でんき元気キャンペーン」の推進

○(社)情報通信設備協会埼玉県支部

5月26日14時より

ラフォーレ清水園

改選 支部長

横田 充穂

副支部長兼総務委員長

阿部 道夫

理事・総務委員

森木 澄夫

理事・財務委員長 木下 高志

理事・財務委員 宇賀山信一

理事・業務委員長 長沢 俊信

理事・業務委員 本宮 政雄

(新任)

監 事 森田 光春

事業予算 245万円

- 主な事業
- ① 会員組織の強化拡充
 - ② 保守業務の必要性の啓蒙と通信設備の品質向上
 - ③ 県支部の地位向上と建設業界との情報交換および親睦
 - ④ 工事担当者の社会的地位の向上
 - ⑤ 講・研修会の開催

○埼玉県下水道施設維持管理協会

6月24日15時より

群馬県 水上館

非改選

事業予算 72万円

- 主な事業
- ① 維持管理会社から見た施設環境改善案の取りまとめ
 - ② 県・下水道公社への要望

○埼玉県環境安全施設協会

5月31日15時より

鴻巣市文化センター

非改選

事業予算 100万円

- 主な事業
- ① 電子入札制度導入に伴う講習会
 - ② 建設業の適正取引に関する講習会
 - ③ 労働災害事故防止安全大会
 - ④ ボランティア活動として道路清掃
 - ⑤ チャリティゴルフ大会

○埼玉県地質調査業協会

4月22日15時30分より

埼玉県男女共同参画推進センター

非改選

事業予算 700万円

- 主な事業
- ① 技術講演会
 - ② 現場見学会
 - ③ 技術研修会
 - ④ 県・出先機関・市町村への陳情
 - ⑤ 県との意見交換会

○埼玉県生コンクリート工業組合

5月27日15時より

さいたま市南区南浦和3-17-5

非改選

- 主な事業
- ① 品質管理監査事業
 - ② 教育研修事業（資格取得講習会、講演会）

○埼玉県設備設計事務所協会

5月21日15時30分より

浦和東武ホテル

非改選

○埼玉アスファルト合材協会

5月13日16時より

浦和ロイヤルパインズホテル

改選 理事長 島村 健

副理事長 小川貢三郎

副理事長 田中 恭一

副理事長 長浜 忠

事業予算 2,500万円

- 主な事業
- ① アスファルト混合物に関する製造技術、施工技術の調査研究と需要調査
 - ② アスファルト合材に関する埼玉県との連絡会議開催（第23回）
 - ③ 全体会を開催（会員の資質向上ほか）
 - ④ 日本アスファルト合材協会、南関東アスファルト合材協会連絡協議会などとの連絡・協調
 - ⑤ 緑のトラスト基金寄付の継続実施

○(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会

5月21日16時より

プリムローズ有朋

非改選(欠員補充)

副会長 大石 巖(新任)

理事 庄司 憲生(新任)

理事 日水 正敏(新任)

事業予算 1,823万円

- 主な事業
- ①資格取得研修会、技術向上研修会の開催
 - ②関連業務合理化、効率化に関する調査研究
 - ③人材育成研修会の開催
 - ④一般公益活動の推進
 - ⑤公益団体などの公益事業への協賛

○(社)埼玉県建築士事務所協会

5月18日15時30分より

アルーサ清水園

改選 会長 荒井 正幸

副会長 横尾 弘明

副会長 近藤 敏春

副会長 栗田 政明

副会長 宮原 克平

事業予算 5,400万円

- 主な事業
- ①本年度全国大会への協力及び17年度埼玉県大会への準備
 - ②管理講習会、公庫講習会等の広報、支援
 - ③見学会、親睦会等の開催
 - ④会誌「さいたま」の発行
 - ⑤法令及び設計技術等に関する情報収集と伝達

○(社)日本補償コンサルタント協会
関東支部埼玉県部会

5月18日14時より

埼玉建産連研修センター第1会議室

改選 会長 笠原 保孝

副会長 横川 明弘

副会長 中嶋 隆(新任)

副会長 西 弘行(新任)

理事 吉野 淳司

理事 森 郁也

理事 松本 敏雄

理事 丸山 昇

理事 浅見 悦雄(新任)

理事 折原 俊昭(新任)

監事 長谷部正美(新任)

監事 長谷川 将(新任)

事業予算 3,115.4万円

- 主な事業
- ①埼玉県部会創立20周年記念事業
 - ②機関誌、会員名簿、補償コンPRパンフレットの作成配布
 - ③補償基準の統一の解釈の検討
 - ④適正歩掛の調査研究
 - ⑤技術研修会の開催(年4回)

○(社)埼玉県測量設計業協会

5月19日13時30分より

埼玉建産連研修センター第1会議室

改選 会長 遠藤 修一

副会長 小山 進

副会長 関口 修

事業予算 4,063万円

- 主な事業
- ①国、県、市町村に対する要望活動
 - ②県関係部局長との意見交換会
 - ③設計業務に関する講習会の開催
 - ④機関誌「測量&設計」の編集及び発行
 - ⑤「測量の日」記念行事に参加

○(財)埼玉県建築住宅安全協会

5月27日15時30分より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選

事業予算 1億6,303万円

- 主な事業
- ①定期報告制度のPRに関する事業
 - ②定期調査・検査資格者に対する連絡等に関する事業

③住宅性能評価申請に対する支援事業

④小学生向け防災冊子の作成及び配布

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店 前払金保証取扱概況（平成15年度）

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度の埼玉県内の前払金保証取扱状況は過去10年間で件数が9番目、請負金額は最低となり、ピークとなった平成10年度の約半分の水準まで落ち込みました。

一方、県内市町村においては、同13年度に続き90市町村全てで前金払が実施されました。また、7市町村で前金払制度の改善が行われ、さいたま市で支出限度額を引き上げるなどの改正がなされました。今年度に入りまして、すでに草加市で制度改正が実施されるなど、着実に前金払制度が定着してきており、あわせて制度内容も徐々に充実しつつあります。

当社といたしましても、引き続き90市町村全てにおける前金払の実施並びに制度改善に向けて積極的に普及推進活動を行ってまいり所存ですので、一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○埼玉県電気工事工業組合

上田知事から感謝状 彩の国まごころ国体寄付

今秋本県で37年ぶりに開催される第59回国民体育大会『彩の国まごころ国体』への寄付者に対する感謝状贈呈式が5月31日、知事公館大会議室で執り行われた。国体寄付者に対する感謝状贈呈は今回が10回目で、埼玉県電気工事工業組合（小澤浩二理事長）のほか、13の団体・企業と個人5名の計19者に上田清司知事から感謝状と大会マスコット「コバトン」のぬいぐるみが手渡された。上田知事は、寄付に対する感謝の言葉を述べたあと、「37

年前の前の埼玉国体当時の県民は約330万人で、今では2倍以上の700万人を超えており、このマンパワーで国体を成功させたいと思います。また、本県では、あと15年ぐらい人口が伸びる見通しですが、技術力の向上により、生産力をさらにアップしていただき、活力ある魅力的な埼玉県を築いて参りたい。」と挨拶した。この後、感謝状を全員に手渡してから、中庭で記念写真をとり、贈呈式を終了した。



○埼玉県環境安全施設協会 電子入札制度の導入に伴う講習会の開催

平成16年5月31日（月）鴻巣市文化センターで開催した協会の通常総会終了後に、今年度から埼玉県と県下33市町村で電子入札制度が導入されることから、

埼玉県総務部入札企画室 室長 篠塚正行氏を講師に招き、

- ① 電子入札とは
- ② 制度導入の背景
- ③ システムの概要
- ④ システムの導入効果
- ⑤ システム導入の課題等
- ⑥ 今後のスケジュール

等について講演をいただいた。

会員各社から代表者及び入札業務を担当する者など71名が受講したが、今後は、各社で研修会を開催するなどして、制度開始に遺漏のないように準備する必要があることを確認した。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会

協会からのお知らせ

- 1) 新座市が、4月1日から特定行政庁になりました。これで埼玉県内の特定行政庁は1県10市となっています。
- 2) 昨年8月29日に公布された埼玉県建築基準法施行細則の一部改正が、4月1日から完全実施されています。主な改正点は、次のとおりです。
 - ① 定期報告の対象となる建築設備に、給水設備及び排水設備が加わりました。
 - ② 定期報告の様式が、大幅に変更されて

います。なお、新しい様式は本会のホームページからダウンロードすることができますので、御活用ください。

- 3) 平成15年度の定期報告書受付件数合計は、31,472件(建築物2,395件、建築設備5,013件、昇降機等24,064件)となりました。関係の皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。
- 4) 本会では、住宅性能評価申請に必要な図面等の作成支援事業をしております。是非、御活用ください。詳細については、専用のフリーダイヤル0120-252-256へお問合せ願います。

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算、資材・調達、契約・審査

上木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に即ち、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

- 毎月配本 37,200円(税込・〒共)
(1冊あたり3,100円)
- B5判/約900ページ
一部定価 3,800円(税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

- 年4回配本 12,000円(税込・〒共)
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ
一部定価 3,400円(税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価22工種掲載。標準施工単価は65工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

年間購読料

- 年4回配本 15,800円(税込・〒共)
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約760ページ
一部定価 4,600円(税込)

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成16年度版 国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/930ページ/定価9,030円(税込)

アスファルト舗装工(透水性舗装)の施工歩掛をはじめ10工種を新規に制定、15工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

16年7月発行予定

平成16年度版 土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1000ページ/定価9,450円(税込み)

平成16年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



http://www.kensetu-navi.com/
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

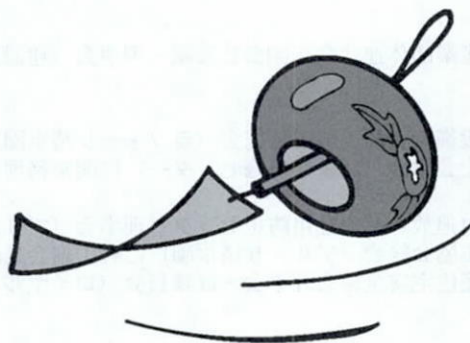
財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタール
☎(03)3663-8761代 FAX (03)3663-1397

連合会日誌

- 4月21日 **監事監査**
平成15年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月22日 埼玉県地質調査業協会総会（プリランテ武蔵野）に関常務理事出席
- 4月28日 **広報委員会**
建産連ニュース第100号の発行、第101号編集案、平成16年度広報・啓発事業について協議
- 5月13日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成16年度通常総会日程、総会付議案等について協議
- 5月18日 （社）埼玉県建築士事務所協会総会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月19日 （社）埼玉県空調衛生設備協会総会（プリランテ武蔵野）に島村会長出席
（社）埼玉県測量設計業協会総会（大ホール）に関常務理事出席
- 5月20日 （社）埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に関常務理事出席
- 5月21日 埼玉県電気工事工業組合総代会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月24日 彩の国まごころ国体実行委員会第4回総会（プリランテ武蔵野）に関常務理事出席
第4回全国障害者スポーツ大会埼玉県実行委員会第4回総会（プリランテ武蔵野）に関常務理事出席
- 5月25日 （社）全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（建設業振興基金）に島村会長出席
- 5月26日 （社）情報通信設備協会埼玉県支部総会（ラフォーレ清水園）に関常務理事出席
（社）埼玉建築士会総会（建産連研修センター）に関常務理事出席
- 5月27日 （財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（プリムローズ有朋）に出席
（社）埼玉県電業協会総会（アルーサ清水園）に有山副会長出席
（財）埼玉県建築住宅安全協会理事会・評議員会（ロイヤルパインズホテル）に関常務理事出席
- 5月28日 （社）埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に関常務理事出席
- 5月30日 第4回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会開会式（熊谷スポーツ文化公園）に島村会長出席
- 5月31日 埼玉県環境安全施設協会総会（鴻巣市文化センター）に関常務理事出席
- 6月3日 自民党と全建・全国建産連との懇談会（自民党本部）に関常務理事出席
- 6月4日 （社）全国建設産業団体連合会正副会長会議・総会（東海大学校友会館）に島村会長等出席
- 6月7日 平成16年度埼玉県構造改善推進協議会総会（県民健康センター）に島村会長出席

- 6月10日 **通常総会**
平成16年度（第25回）通常総会を建産連研修センターで開催。平成15年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成16年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに役員
の選任についてそれぞれ議決、承認した。
総会終了後、大ホールにおいて懇親会を開催
- 6月14日 **森田実特別講演会**
（社）埼玉県建設業協会他3団体との共催により大宮ソニックシティホールにて開催、
約500名が参加
- 6月21日 電子入札制度に係る関係業界団体との意見交換会（議事堂）に島村会長出席
さいたまタワーを語る会（さいたま市民おおみや）に島村会長出席
埼玉県日韓親善協会第4回総会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 6月25日 **建設業経営講習会**
（社）埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証㈱埼玉支店との共催
「2004年度の経営キーワード」
－資金回転に見る既存事業展開から新分野進出まで－
於：埼玉建産連研修センター3階大ホール 受講者91名
- 7月14日 **総務委員会**
全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111

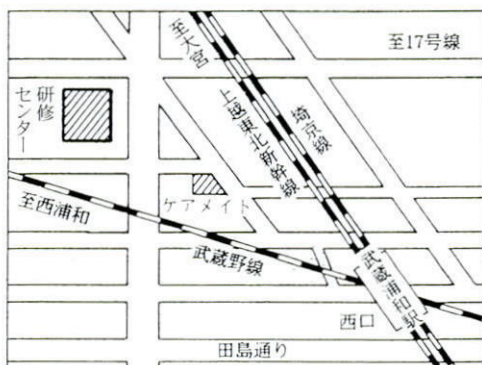
会長 島村 治作

(平成16年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 片淵 重幸	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社)日本建築コンサルタント協会関東支部埼玉県支部	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市浦和区高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0063	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第101号

平成16年7月15日発行

発行 法団 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-6-9
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月